

第2次 錦江町地域福祉計画

(令和6年度～令和11年度)



令和6年3月

鹿児島県錦江町



はじめに

錦江町では、平成 29 年 3 月に「錦江町地域福祉計画」を策定し、地域の様々な福祉課題に対応してまいりましたが、近年の少子高齢化により高齢者のみの世帯が増加しているとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者、8050 問題やひきこもりなどの新たな複合的な課題に対応するため、重層的な相談支援体制の強化が必要となっています。

また、地域社会から孤立する人や身寄りがいないため生活に困難を抱える人を支援するため、すべての住民が尊厳ある本人らしい生活を継続できるよう、成年後見制度等を活用しながら地域で支え合うことが必要となっています。

さらに、犯罪や非行をした方の中には、貧困や疾病、成育環境等から様々な生きづらさを抱えている場合もあることから、それらの方の再犯を防止するため、社会復帰後の地域社会で孤立することのないよう、地域における各種サービスの提供が重要になっています。

このような状況を踏まえ、複合化・複雑化する生活課題に対応するため、引き続き公的な福祉サービスを提供するとともに、地域福祉を「我が事・丸ごと」の視点で包括的にとらえ、町民・地域・行政が、より一層協働し、全ての人々が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、錦江町においても地域共生社会の実現を目指し、「第 2 次錦江町地域福祉計画」「錦江町成年後見制度利用促進計画」「錦江町再犯防止推進計画」を一体的に策定いたしました。

今後は、本計画に基づく取組を町全体で進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました策定委員会委員、関係機関をはじめ、各種調査にご協力いただきました皆様に御礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

錦江町長 新田 敏郎

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 地域福祉の考え方.....	1
(1)「自助」「互助」「共助」「公助」について.....	2
(2)地域共生社会の実現について.....	3
(3)包括的支援体制による地域づくりについて.....	4
3 国の動向.....	5
4 計画の位置づけ及び計画期間.....	6
第2章 錦江町の地域福祉を取り巻く現状.....	7
1 統計データからみる錦江町の現状.....	7
(1)総人口の推移と将来推計.....	7
(2)世帯の状況.....	7
(3)0～5歳の年齢階級別人口の推移.....	8
(4)支援が必要とする方の状況.....	8
2 アンケート調査結果.....	10
(1)調査概要.....	10
(2)調査結果.....	11
3 ワークショップ結果.....	26
(1)概要.....	26
(2)結果とりまとめ.....	26
4 錦江町の地域福祉における推進課題.....	29
(1)複雑化・複合化した支援ニーズへの対応.....	29
(2)地域包括支援センターを核とした相談支援の推進.....	29
(3)住民福祉活動の活性化.....	30
(4)地域共生社会の実現に向けた取り組み.....	30
第3章 計画の方向性.....	31
1 基本理念.....	31
2 錦江町が目指す地域福祉の姿.....	32
3 基本目標.....	34
(1)ふれあい、支え合い、だれ一人取り残さないまちづくり.....	34
(2)誰もが我が事として参加し、生き活きと担えるまちづくり.....	34
(3)誰もが安心して暮らせるまちづくり.....	34
(4)自分らしく生きるまちづくり(錦江町成年後見制度利用促進基本計画).....	35
(5)誰もが輝けるまちづくり(錦江町再犯防止推進計画).....	35

4 施策体系.....	36
第4章 具体的施策の展開.....	37
基本目標1 だれ一人取り残さない、安心して相談できるまちづくり	37
(1) 地域包括支援センターの相談支援体制の維持・強化	38
(2) 障害者への相談支援の充実	38
(3) 子どもへの相談支援体制の整備	39
(4) 生活困窮者への相談支援の充実	39
(5) 誰一人取り残さない相談支援体制の構築	39
(6) 権利擁護	40
基本目標2 我が事として参加し、誰もが活躍できるまちづくり	43
(1) 福祉意識の高揚	44
(2) ボランティア活動の支援	44
(3) 民生委員・児童委員活動の支援強化	45
(4) 住民主体における地域活動の強化	45
(5) 生きがいのあるまちづくり	46
基本目標3 安心して暮らせるまちづくり	48
(1) 誰もが暮らしやすい環境づくり	49
(2) 防災体制やバリアフリーの充実	50
(3) 移動支援	51
(4) 新たな住民福祉活動の発展支援	51
(5) 社会福祉協議会の事業の充実	51
基本目標4 自分らしく生きるまちづくり（錦江町成年後見制度利用促進基本計画）	52
(1) 成年後見制度等の周知と利用支援	52
(2) 成年後見制度の実施体制の構築	53
基本目標5 社会を明るくするまちづくり（錦江町再犯防止推進計画）	55
(1) 地域理解の促進	55
(2) 生活支援に関する取り組みの充実	56
資料編.....	58
1 錦江町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	58
2 錦江町地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	60
3 用語解説.....	61

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

高齢化や人口減少が進み、社会的孤立や育児と介護のダブルケア、8050 問題、虐待、障害者本人や家族の高齢化、子どもの貧困など、様々な課題を複合的に抱える世帯が多くなり、既存の制度では解決を図ることが困難となっています。また、人と人とのつながりや支え合いが希薄化し、地域の担い手の確保が課題となっています。

その中、国は「地域共生社会の実現」を掲げ、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域のコミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築に向けて改革を進めています。また、地域共生社会の実現に向けては、引き続き地域福祉の推進が重要であるとされています。

錦江町では、地域福祉の推進を図るため、平成 28 年度に第 1 次地域福祉計画（平成 29 年度～令和 5 年度）を策定しました。

令和 5 年度で計画期間の満了を迎えることから、これまでの取り組みや社会情勢、町民ニーズの変化等を踏まえ、新たに地域共生社会の実現を目指し、錦江町における地域福祉推進にあたっての基本的な考え方と具体的な取り組みを明らかにしていくものとして、「第 2 次錦江町地域福祉計画」（以下「本計画」とします。）を策定します。

2 地域福祉の考え方

「福祉」とは、高齢者福祉、障害者福祉及び児童福祉などといった対象者ごとに分かれた「行政などによるサービスの提供」や「一部の困っている人に対する支援」だけではなく、全ての人に等しくもたらされるべき「しあわせ」のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを指します。

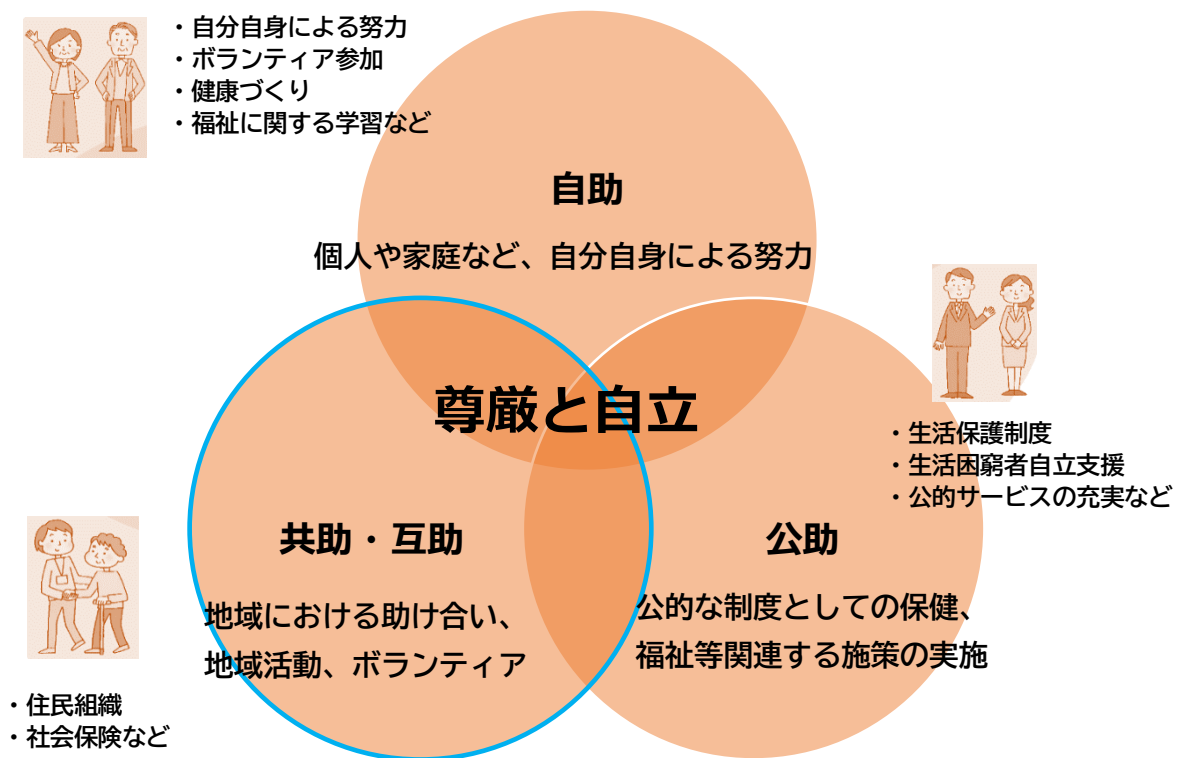
そして、私達の住む町では地域とのつながりの希薄化、一人暮らし高齢者の増加、生活困窮など、様々な地域課題が浮き彫りとなっています。このように多様化している課題に対して、重要となるのが「地域福祉」という考え方です。

「地域福祉」とは、全ての町民が安心して生活が送れるように町民、福祉関係者、社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割を果たしながら地域全体で力を合わせて課題解決に取り組むことをいいます。

(1)「自助」「互助」「共助」「公助」について

地域福祉を推進するためには、町民・福祉関係者・社会福祉協議会・行政などがそれぞれの役割を果たすとともにお互いに力を合わせ、「自助」「互助」「共助」「公助」に取り組んでいくことが重要となります。

その中でも今後、で介護者不足や高齢化等が課題となっており、誰もが住み慣れた地域で暮らしていくためには行政だけでなく地域の中での住民同士の助け合いや支え合い（共助・互助）を進めていく必要があります。



※ 社会福祉法より抜粋

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(2) 地域共生社会の実現について

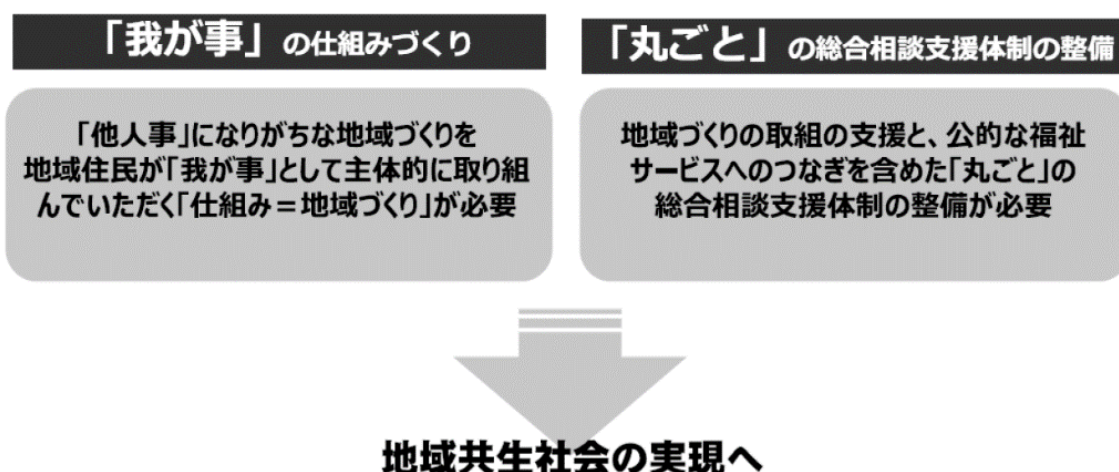
国においては、平成 28 年 7 月に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部が設置されました。

“地域共生社会”とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会のことをいいます。

その中で、従来高齢者分野に限られていた「地域包括ケア」の理念を普遍化し、個別福祉分野の縦割りにとらわれない包括的な支援体制を構築していくことが目指されており、福祉分野の共通事項を記載する「地域福祉計画」の重要性が強調されています。

本計画は、高齢者や障害者など個別の福祉計画の上位計画として位置付けられているものですが、単なる個別計画のまとめではなく、それらを有機的につなげ、また個別計画だけでは網羅できない隙間を補完していく計画としての機能を持っています。

特に、地域共生社会の実現のために地域住民の参画と協働が必要となる中で、本計画は地域課題を「他人ごと」ではなく『我が事』としてとらえ、地域の中でできることからはじめてみるきっかけづくりの役割も担っているといえます。

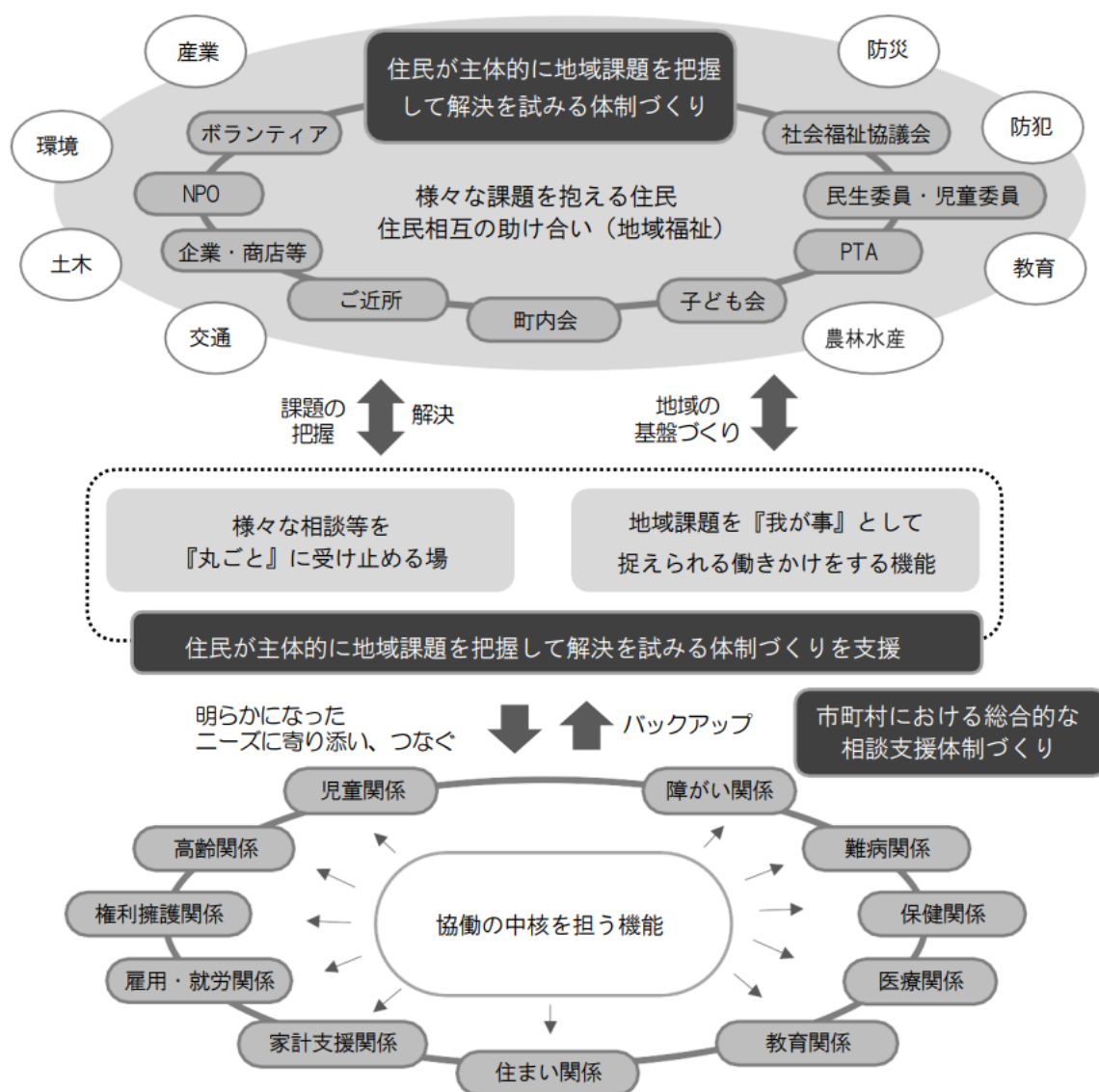


(3) 包括的支援体制による地域づくりについて

本町においても、地域共生社会の実現に向けて、住民それぞれが地域課題を『我が事』としてとらえ、解決する力の強化及びそれを支援する取り組み、様々な相談などを『丸ごと』に受け入れることができる場の整備、そして、制度や分野等の枠組みを超えた総合的な相談支援体制づくりが求められています。

今後、住民相互の助け合い・支え合いに加えて、福祉に限らず、産業、防災・防犯、教育、環境、交通等の分野との連携により、困難を抱える人の活躍の場や就労の場を確保するなど、包括的な支援体制による地域課題の解決で、安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

■ 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的相談支援体制のイメージ



3 国の動向

国において、2000年に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、この法律の中で「地域福祉の推進」を基本理念とした市町村地域福祉計画の策定が示されており、その後も様々な通知が示されました。

また、2016年には『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部を立ち上げ、社会的孤立や生活困窮等の問題も含め、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指した方向性が出されています。

さらに、2018年の社会福祉法の一部改正では、地域住民が自ら、地域の様々な分野にわたる生活課題を把握し、その解決に向けて各種支援機関と連携しながら活動することが、地域福祉の理念として掲げられました。

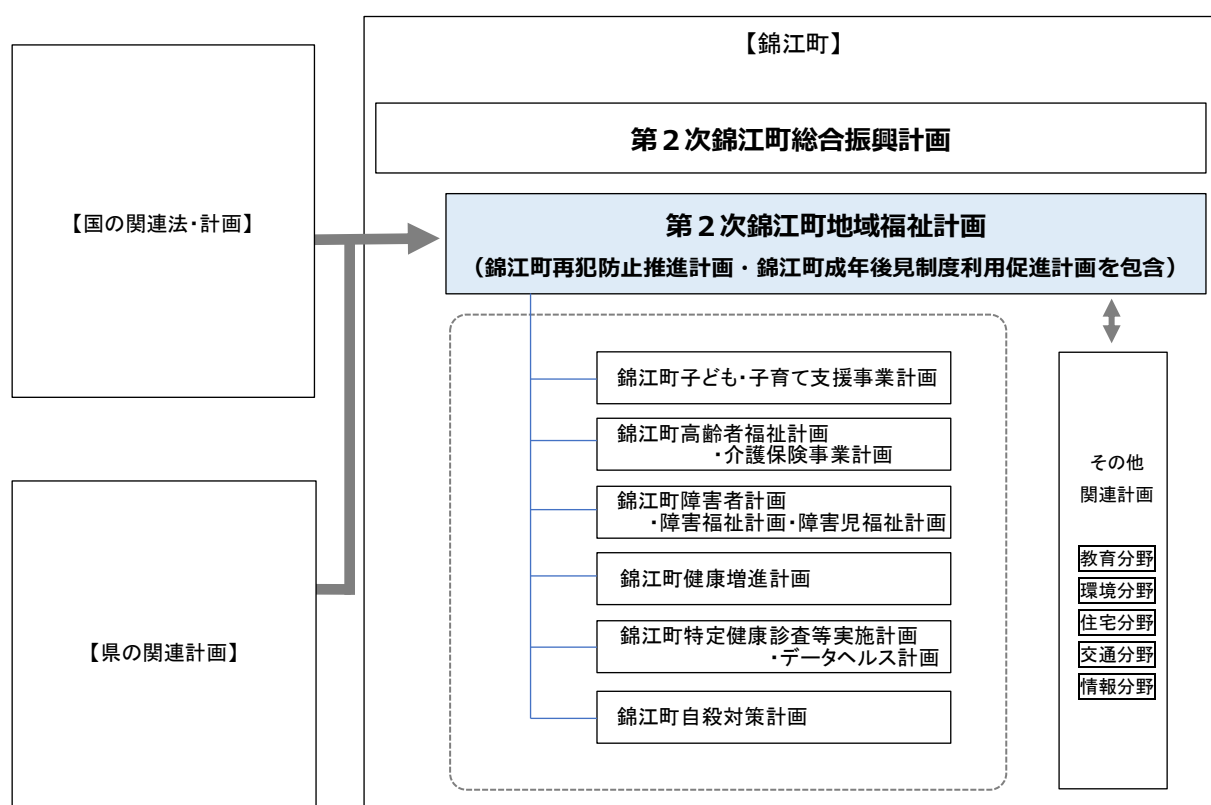
●地域共生社会の実現に向けた取り組み	
平成 27 年(2015)	新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン
平成 28 年(2016)	「ニッポン一億総活躍プラン」にて、「我が事・丸ごと」地域共生社会本部設置
平成 29 年(2017)	地域力強化検討会
●社会福祉法の改正	
平成 29 年(2017)	社会福祉法改正にて、地域福祉の理念を規定
令和2年(2020)	重層的支援体制整備事業創設(努力義務)
●児童福祉法改正	
平成 28 年(2016)	妊娠期から子育て期にわたる支援「子育て世代包括支援センター」に関する規定
●障害者総合支援法の改正	
平成 30 年(2018)	自立援助サービスの創設
●自殺対策基本法の改正	
平成 28 年(2016)	自殺対策は包括的な支援として実施すること
令和4年(2022)	新たな「自殺総合対策大綱」を決定
●成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行	
平成 28 年(2016)	認知症や知的障害、その他精神上の障害はることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること
●再犯防止等の推進に関する法律の施行	
平成 28 年(2016)	安全で安心して暮らせる地域社会の実現へ

4 計画の位置づけ及び計画期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「第2次錦江町総合振興計画」における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画、また各福祉分野の「上位計画」として地域福祉の視点から、共通する取り組みや今後の施策を展開していく上での方向性や基本事項を定めます。福祉分野ごとの個別具体的な施策は、各分野計画に掲載し、地域福祉計画との調和を図りながら推進していきます。

また、本計画は、地域を基盤とする支援体制等を一体的に活用するため、本計画の中に、「再犯防止等の推進に関する法律」に基づく「錦江町再犯防止推進計画」及び、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「錦江町成年後見制度利用促進計画」を包含するものです。



(2) 計画期間

第2次錦江町地域福祉計画は、ともに令和6年度を初年度とし、令和11年度までの6年間を計画期間とします。なお、関係する法制度の改正や社会経済情勢の変化、関連する計画等との整合などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

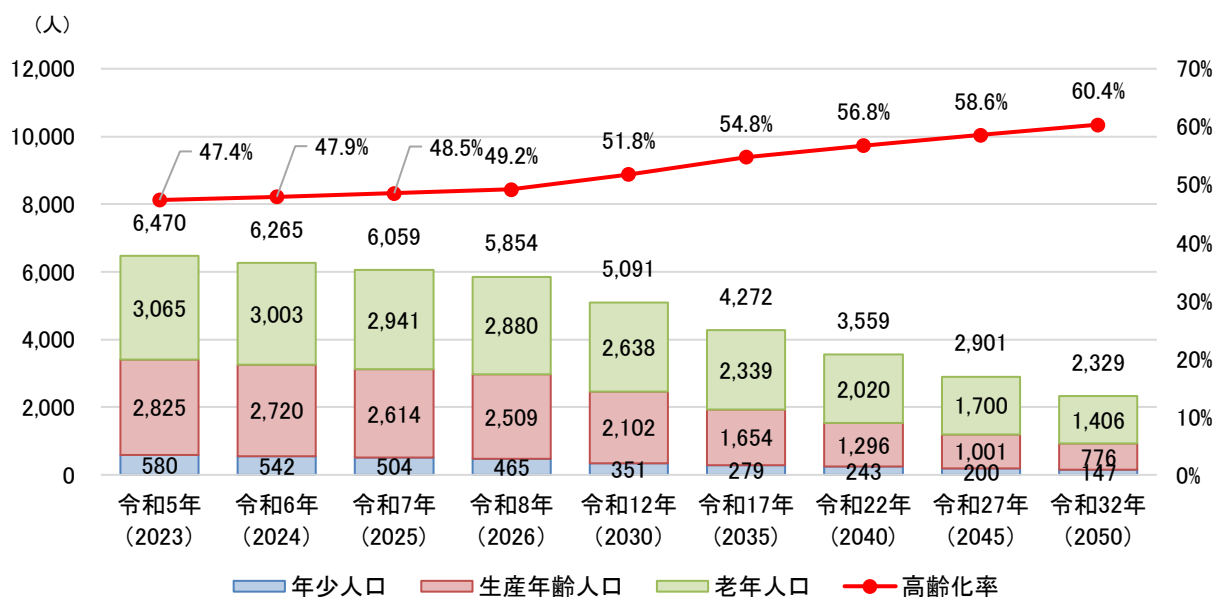
第2章 錦江町の地域福祉を取り巻く現状

1 統計データからみる錦江町の現状

(1) 総人口の推移と将来推計

本町の総人口は令和5年時点で6,470人となっており、65歳以上の老年人口は3,065人、総人口に占める割合は47.4%となっています。

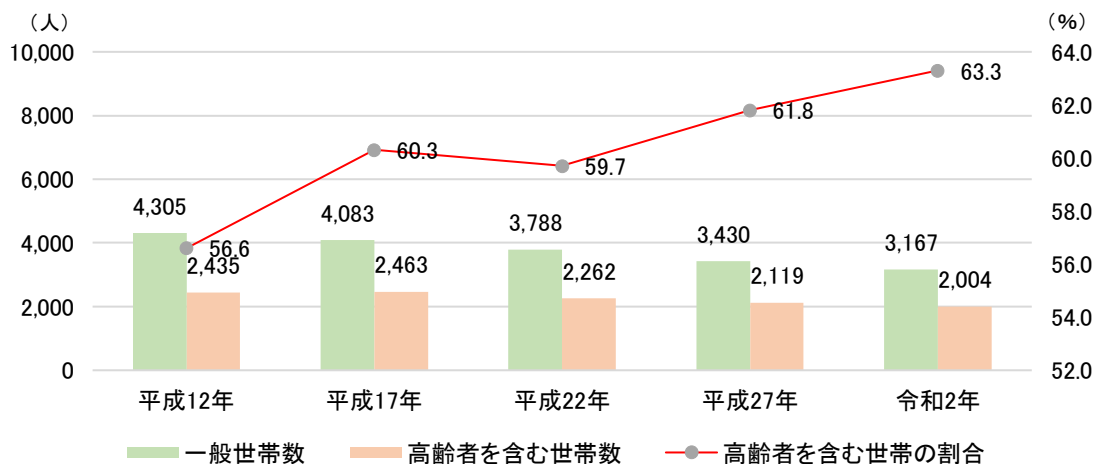
少子高齢化の進展により総人口は減少し続け、令和22年には総人口3,559人、高齢化率56.8%となることが予測されています。



出典：「住民基本台帳」(令和5年)、コーホート変化率法による推計値(令和6年～)

(2) 世帯の状況

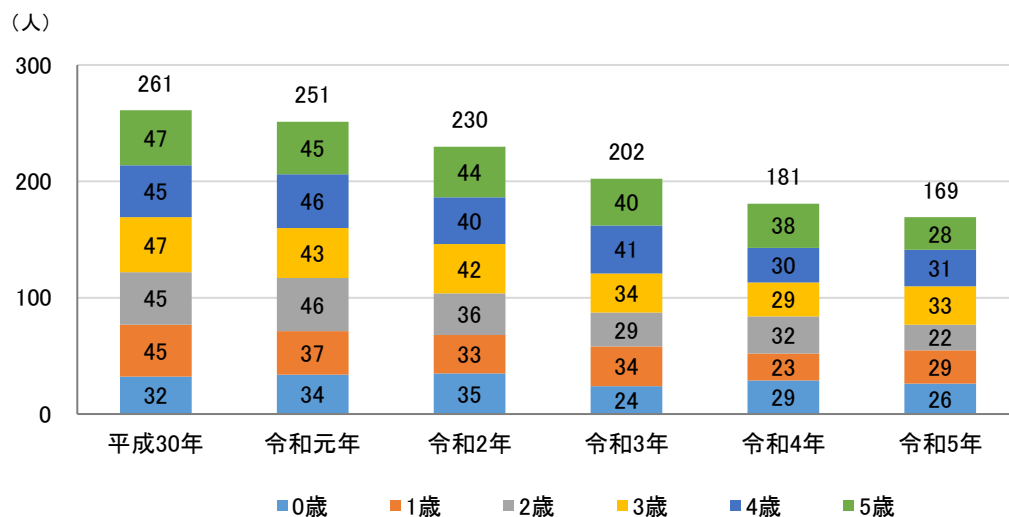
本町の世帯移数は、一般世帯及び高齢者を含む世帯ともに減少傾向にあります。高齢者を含む世帯の割合は増加傾向にあります。



出典：国勢調査

(3) 0～5歳の年齢階級別人口の推移

令和5年9月時点における0～5歳人口は169人となり、減少傾向で推移しています。

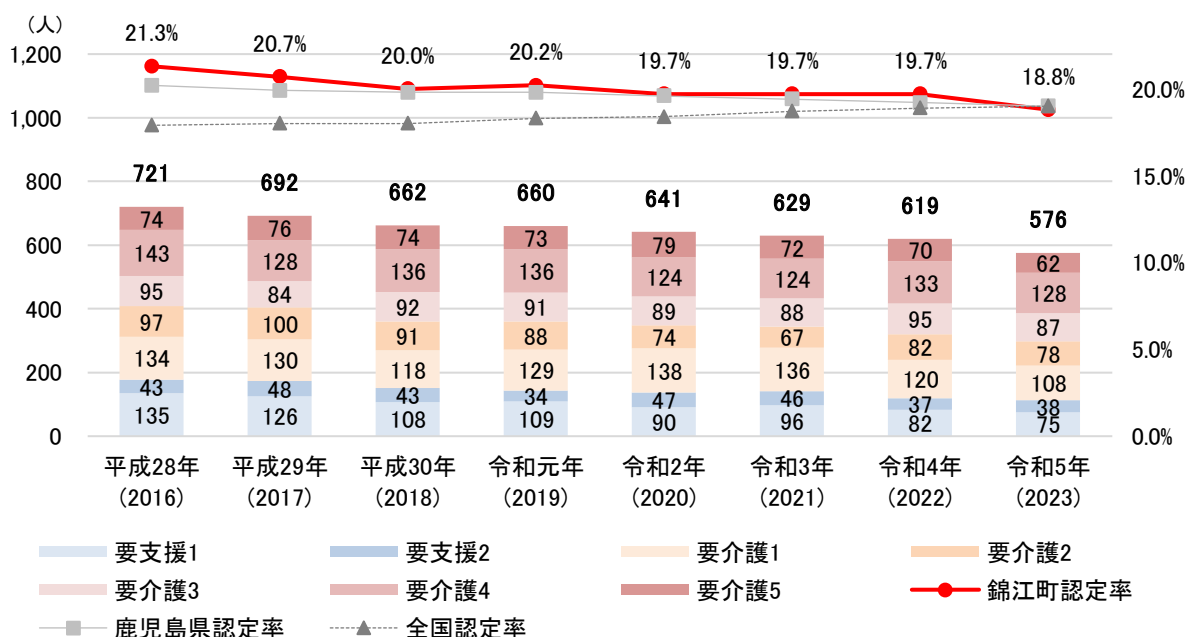


出典：錦江町住民基本台帳

(4) 支援が必要とする方の状況

①介護保険事業における要支援・要介護認定者の状況

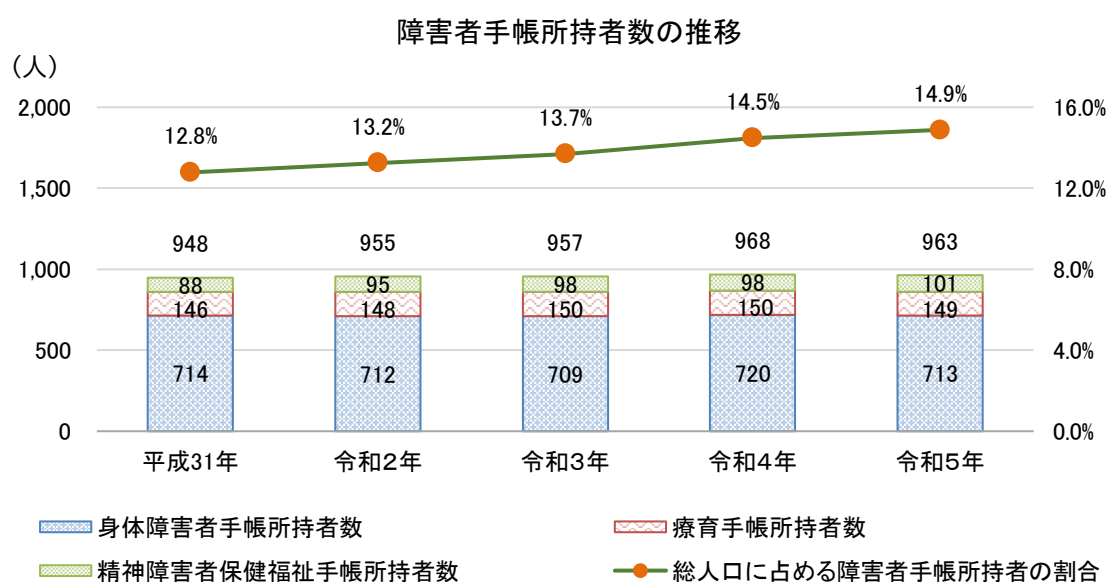
令和5年6月時点での錦江町の要介護（要支援）認定者は576人、第1号被保険者に占める要介護認定率は18.8%で全国及び鹿児島県と同程度となっています。



出典：見える化システム

②障害者手帳所持者の状況

本町の障害手帳所持者数は、令和5年10月1日現在963人であり、総人口に占める割合は年々増加しています。また、手帳種別に注目すると、精神障害者保健福祉手帳所持者において増加傾向にあります。



出典：錦江町介護福祉課資料

2 アンケート調査結果

(1) 調査概要

①調査の目的

「地域共生社会の実現」を目指して、地域福祉に関するさまざまな取り組みを行っていく「錦江町地域福祉計画」の策定のために、日常生活の様子や考えなど、今後の地域福祉行政に反映するための基礎資料とします。

②調査時期

令和5年10月に実施

③調査対象

錦江町の住民基本台帳に登録されている20歳以上の方を対象に無作為抽出

④調査方法

郵送による配布・回収

⑤回収状況

配布件数	回収件数	回収率
1,600 件	799 件	49.9%

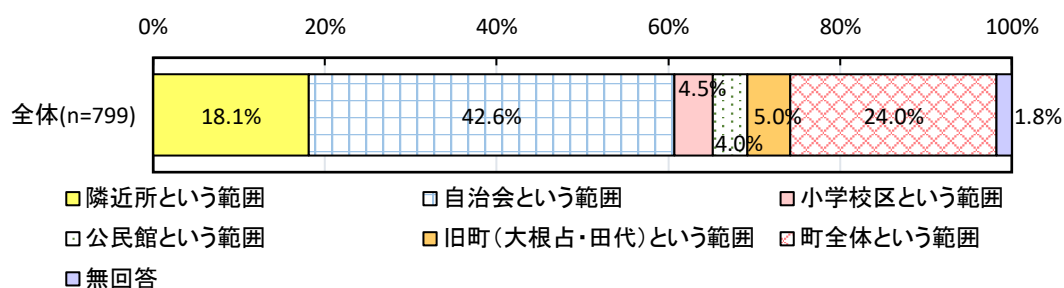
⑥集計上の留意点

- ・グラフ中の「n=」は、母数となるサンプル数(回答者数)を示しています。
- ・集計結果は百分率で算出し、四捨五入の関係上、百分率の合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答の場合は、回答者実数より多くなっている場合があります。
- ・回答者が無い場合の設問では一部集計表・グラフを省いています。

(2) 調査結果

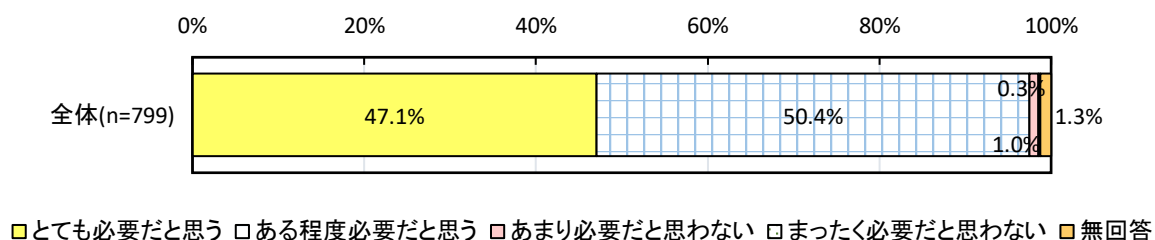
Q. あなたの考える「支え合い・助け合う地域」の範囲はどれにあてはまりますか。
(○は1つだけ)

回答者の考える「支え合い・助け合う地域」の範囲については、「自治会という範囲」42.6%が最も高く、次いで「町全体という範囲」24.0%、「隣近所という範囲」18.1%となっています。



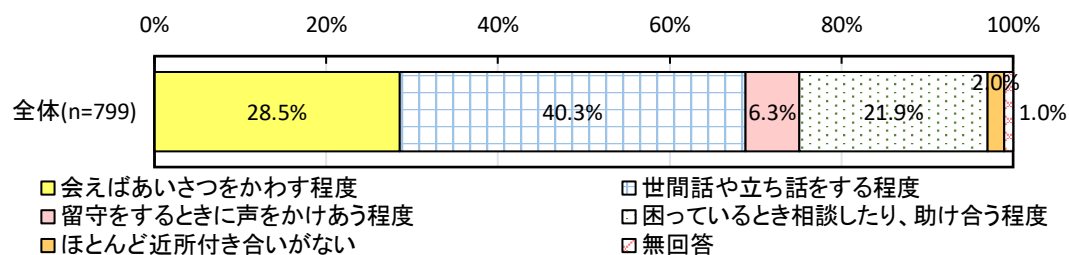
Q. あなたの考える「支え合い・助け合う地域」の範囲の中にある地域福祉に関する課題についてや、住民同士の助け合いや支え合いの必要性についてどう思いますか。
(○は1つだけ)

地域福祉に関する課題や、住民同士の助け合いや支え合いの必要性については、「ある程度必要だと思う」50.4%が最も高く、次いで「とても必要だと思う」47.1%、「あまり必要だと思わない」1.0%となっています。



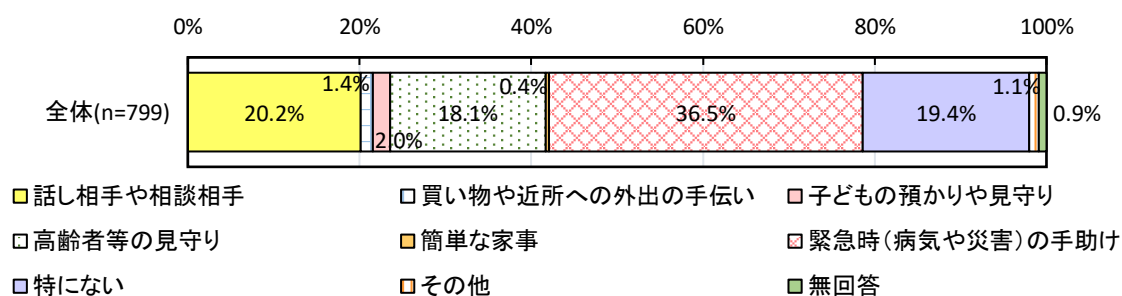
Q. あなたはふだん、近所の人とどの程度のつきあいをしていますか。(○は1つだけ)

近所の人とのつきあいの程度については、「世間話や立ち話をする程度」40.3%が最も高く、次いで「会えばあいさつをかわす程度」28.5%、「困っているとき相談したり、助け合う程度」21.9%となっています。



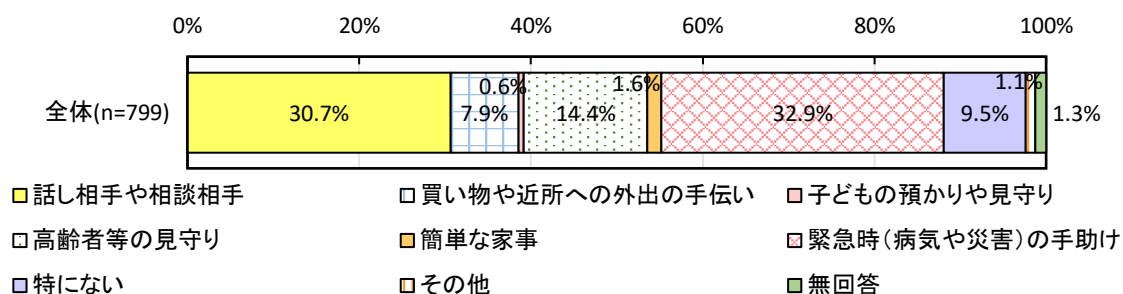
Q. 今後、ご近所とのおつきあいの中で、あなたが「手助けしてほしい」と最も思うことは何ですか。(○は1つだけ)

今後、ご近所とのおつきあいの中で、回答者が「手助けしてほしい」と最も思うことについては、「緊急時（病気や災害）の手助け」36.5%が最も高く、次いで「話し相手や相談相手」20.2%、「特にない」19.4%となっています。



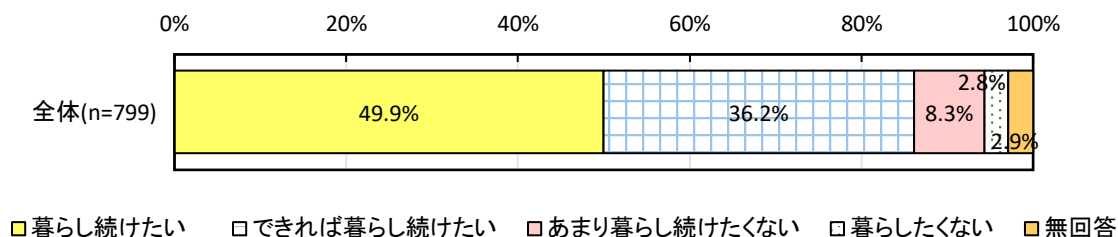
Q. 今後、ご近所とのおつきあいの中で、あなたが「手助けできる」と最も思うことは何ですか。(〇は1つだけ)

今後、ご近所とのおつきあいの中で、回答者が「手助けできる」と最も思うことについては、「緊急時（病気や災害）の手助け」32.9%が最も高く、次いで「話し相手や相談相手」30.7%、「高齢者等の見守り」14.4%となっています。



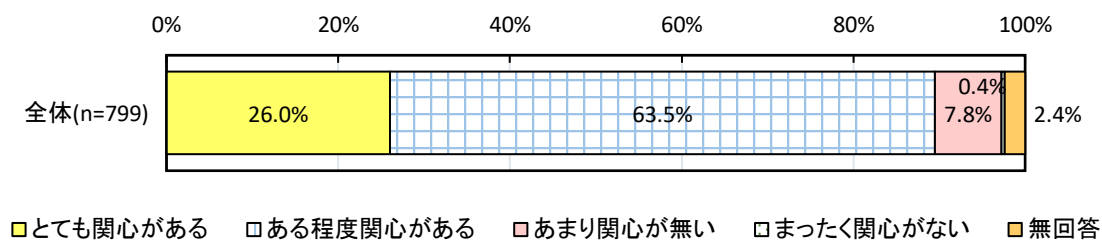
Q. あなたは将来も錦江町に暮らし続けたいと思いますか。(〇は1つだけ)

将来も錦江町に暮らし続けたいかについては、「暮らし続けたい」49.9%が最も高く、次いで「できれば暮らし続けたい」36.2%、「あまり暮らし続けたくない」8.3%となっています。



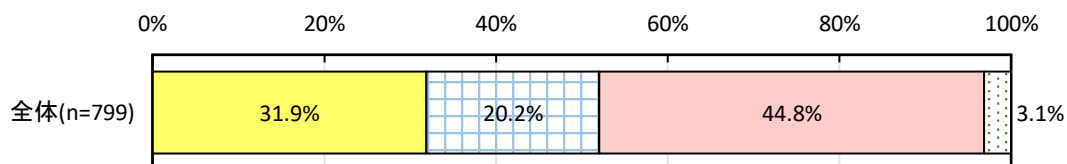
Q. あなたは、高齢者や子ども、障害のある人、その他のさまざまな社会的立場の弱い人々をとりまく地域の福祉課題に関心がありますか。(〇は1つだけ)

さまざまな社会的立場の弱い人々をとりまく地域の福祉課題への関心については、「ある程度関心がある」63.5%が最も高く、次いで「とても関心がある」26.0%、「あまり関心が無い」7.8%となっています。



Q. あなたの地域の行事や活動についての関心は、以前と比べて（約5年前と比べて）
どのように変化したと感じますか。（○は1つだけ）

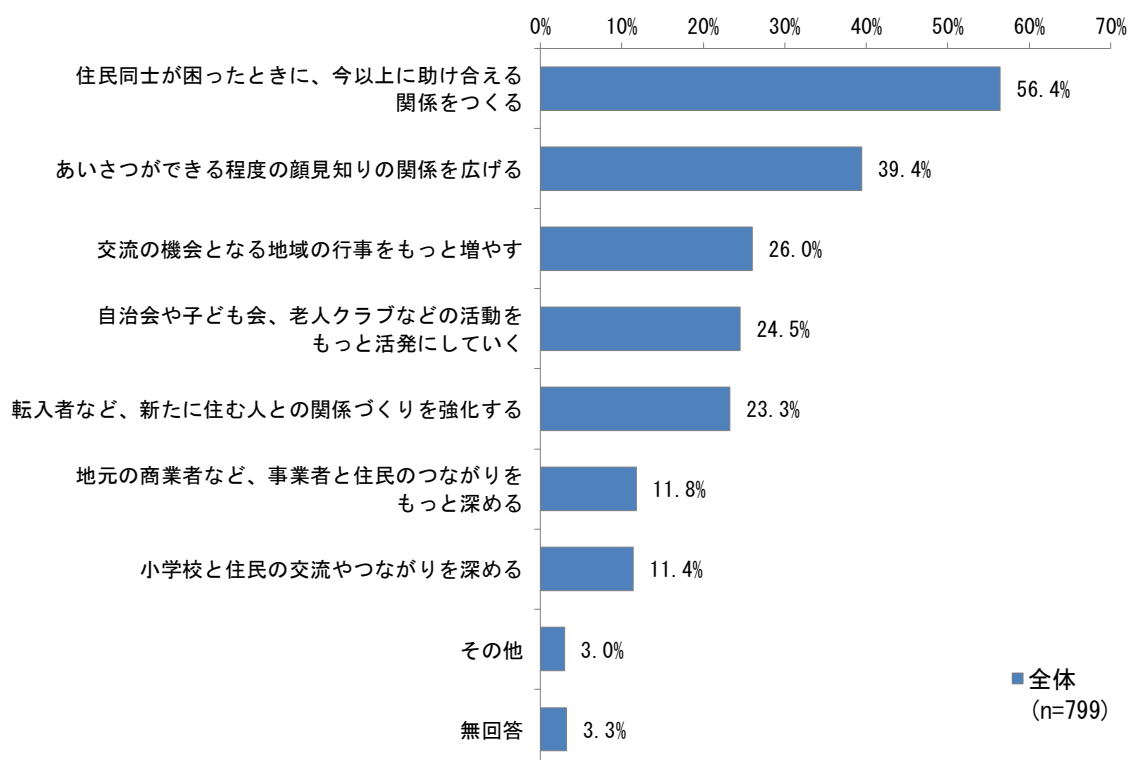
地域の行事や活動についての関心については、「特に変化はない」44.8%が最も高く、次いで「どちらかというに関心を持つようになった」31.9%、「どちらかというに関心がなくなった」20.2%となっています。



■どちらかというに関心を持つようになった □どちらかというに関心がなくなった ■特に変化はない □無回答

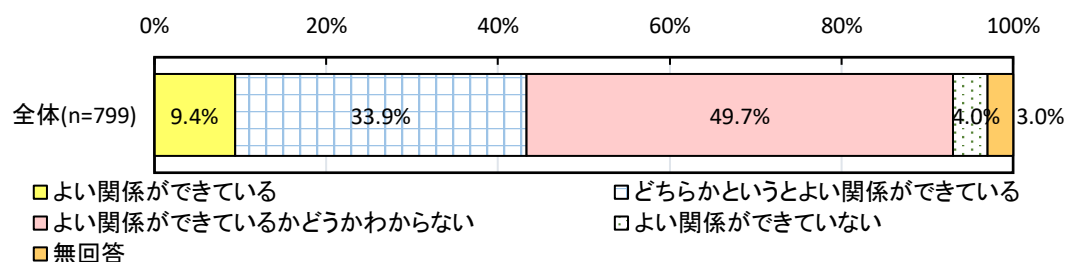
Q. 地域の活動や行事が、もっと活発に行われるようにしていくためには、どのようなことが大切だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

地域の活動や行事が、もっと活発に行われるために大切なことについては、「住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる」56.4%が最も高く、次いで「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」39.4%、「交流の機会となる地域の行事をもっと増やす」26.0%となっています。



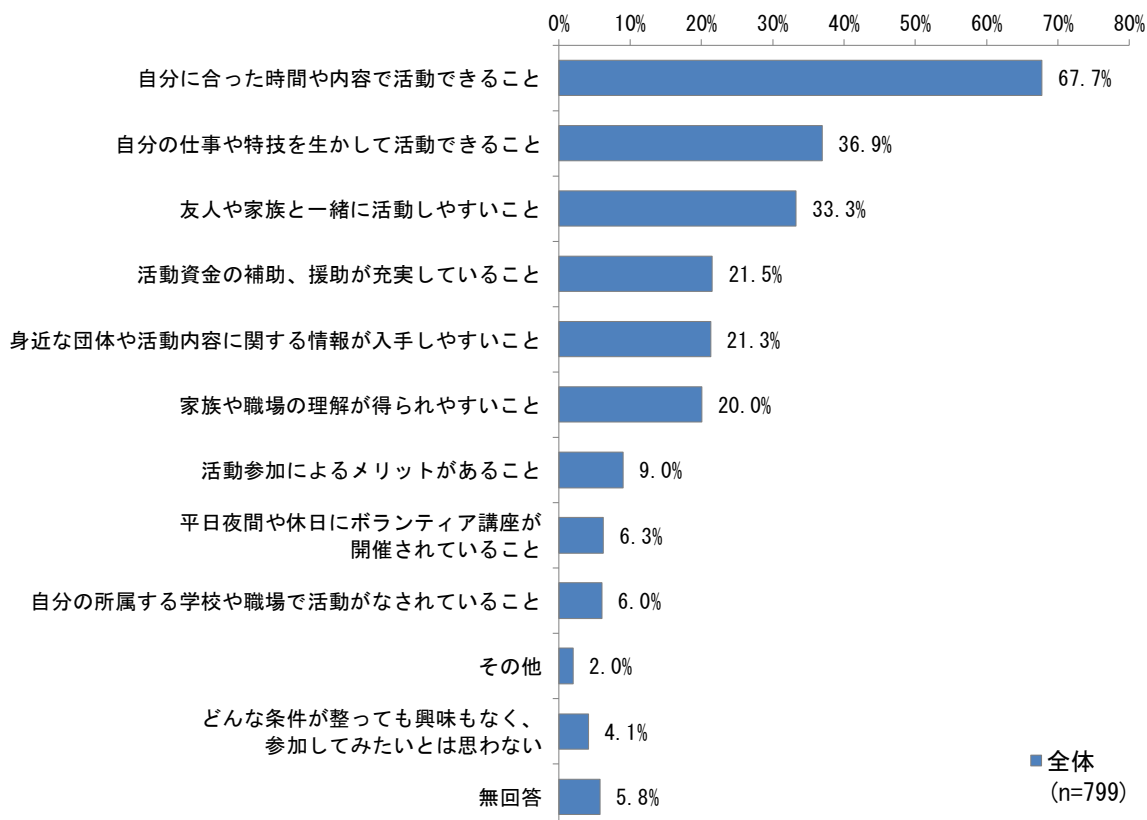
Q. あなたは、地域福祉に関する行政と住民との協働（パートナーシップ）について、どのように感じていますか。（○は1つだけ）

地域福祉に関する行政と住民との協働（パートナーシップ）については、「よい関係ができているかどうか分からない」49.7%が最も高く、次いで「どちらかというとい関係ができている」33.9%、「よい関係ができている」9.4%となっています。



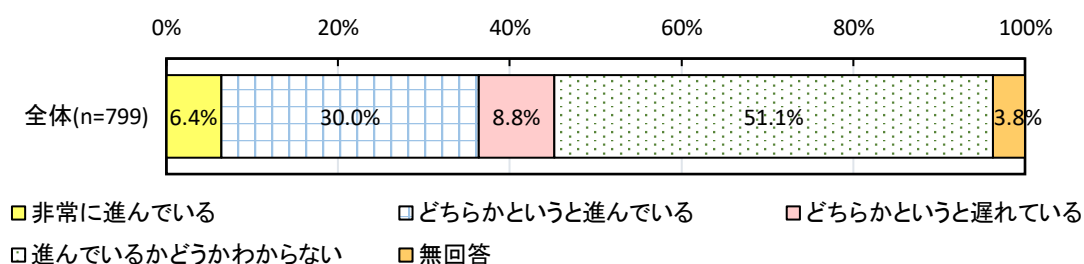
Q. どのような条件が整えばNPOやボランティア活動に参加しやすくなると思いますか。（あてはまるものすべてに○）

NPOやボランティア活動へ参加しやすくなる条件については、「自分に合った時間や内容で活動できること」67.7%が最も高く、次いで「自分の仕事や特技を生かして活動できること」36.9%、「友人や家族と一緒に活動しやすいこと」33.3%となっています。



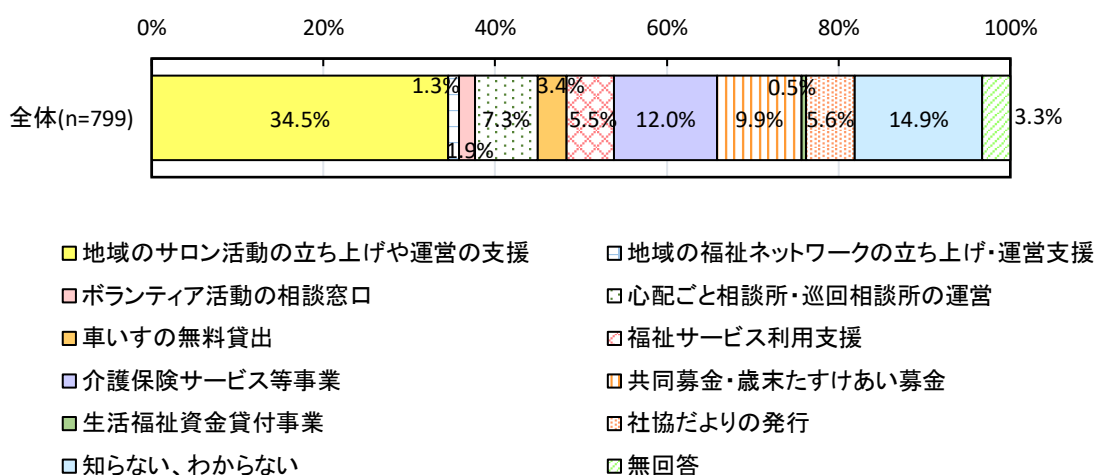
Q. 錦江町及び錦江町社会福祉協議会では、福祉に関する相談窓口を設け、福祉サービスや福祉活動の情報提供などに努めてきましたが、あなたはどのように感じていますか。
(○は1つだけ)

錦江町及び錦江町社会福祉協議会の福祉サービスや福祉活動の情報提供については、「進んでいるかどうか分からない」51.1%が最も高く、次いで「どちらかというに進んでいる」30.0%、「どちらかというが遅れている」8.8%となっています。



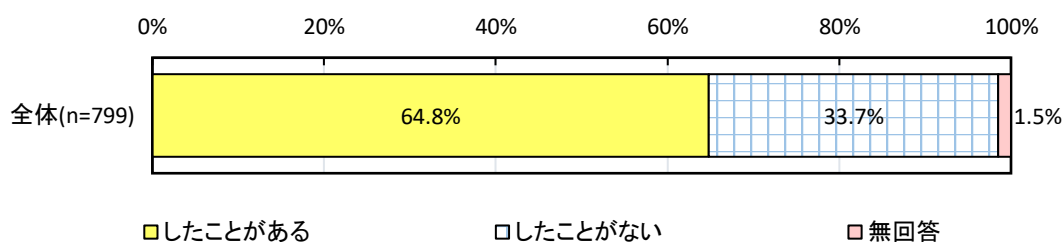
Q. 錦江町社会福祉協議会が行っている主な事業について、あなたが知っているものはどちらですか。(○は1つだけ)

錦江町社会福祉協議会が行っている主な事業で回答者が知っているものについては、「地域のサロン活動の立ち上げや運営の支援」34.5%が最も高く、次いで「知らない、わからない」14.9%、「介護保険サービス等事業」12.0%となっています。



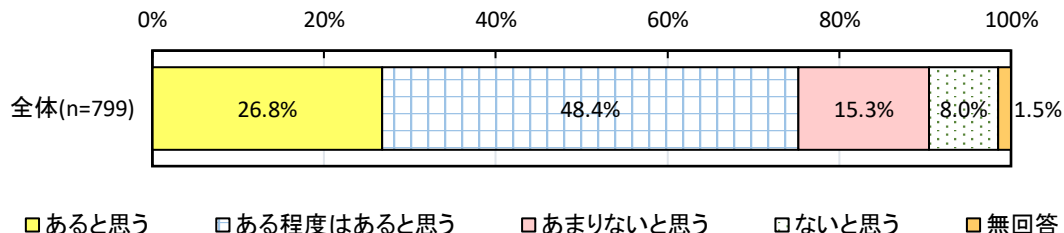
Q. あなたは、障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがありますか。
(○は1つだけ)

障害のある人への手助けについては、「したことがある」64.8%、「したことがない」33.7%となっています。



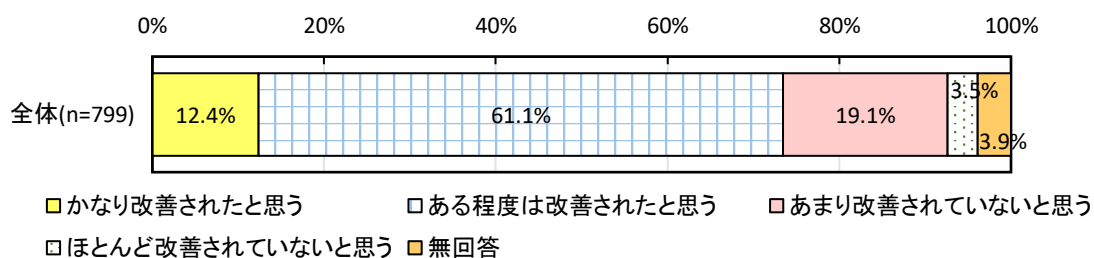
Q. あなたは、世の中には障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。(○は1つだけ)

障害を理由とする差別や偏見の有無については、「ある程度はあると思う」48.4%が最も高く、次いで「あると思う」26.8%、「あまりないと思う」15.3%となっています。



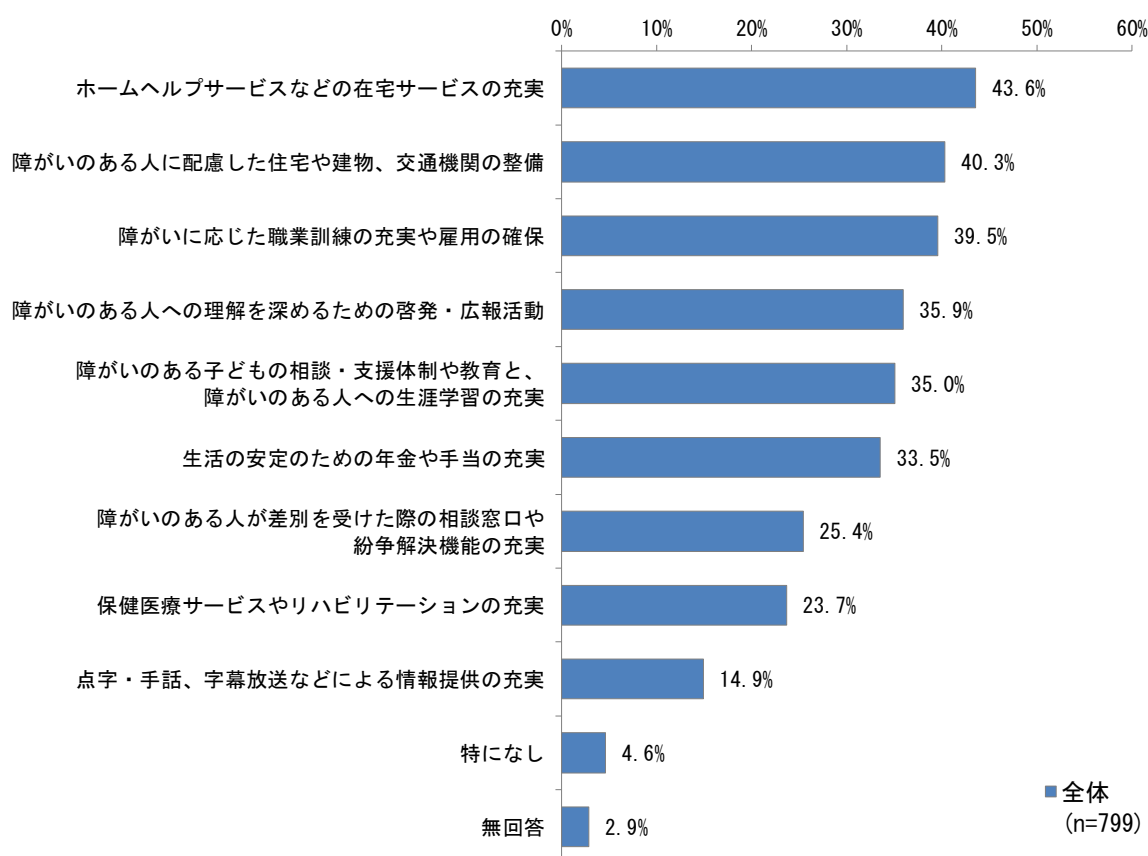
Q. 今から5年前と比べて障害のある人に対する差別や偏見は改善されたと思いますか。
(○は1つだけ)

5年前と比べて障害のある人に対する差別や偏見の改善については、「ある程度は改善されたと思う」61.1%が最も高く、次いで「あまり改善されていないと思う」19.1%、「かなり改善されたと思う」12.4%となっています。



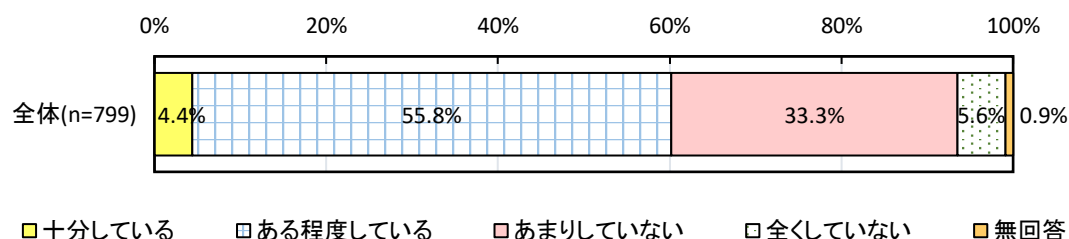
Q. あなたは、障害のある人に関する国や地方公共団体の施策のうち、もっと力を入れる必要があると思うものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

障害のある人に関する国や地方公共団体の施策で必要なことについては、「ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実」43.6%が最も高く、次いで「障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」40.3%、「障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保」39.5%となっていま



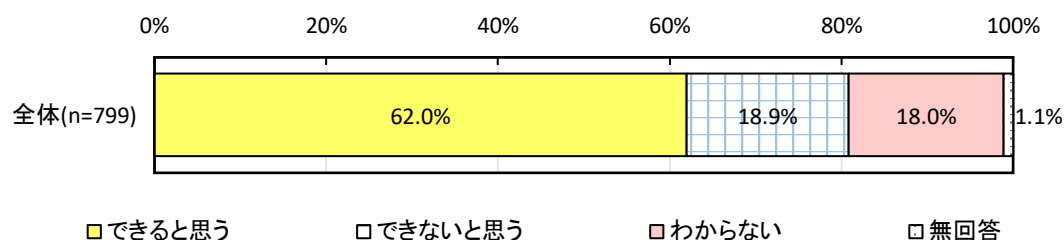
Q. あなたは、台風、地震等の災害に対する備えをしていますか。(○は1つだけ)

災害に対する備えについては、「ある程度している」55.8%が最も高く、次いで「あまりしていない」33.3%、「全くしていない」5.6%となっています。



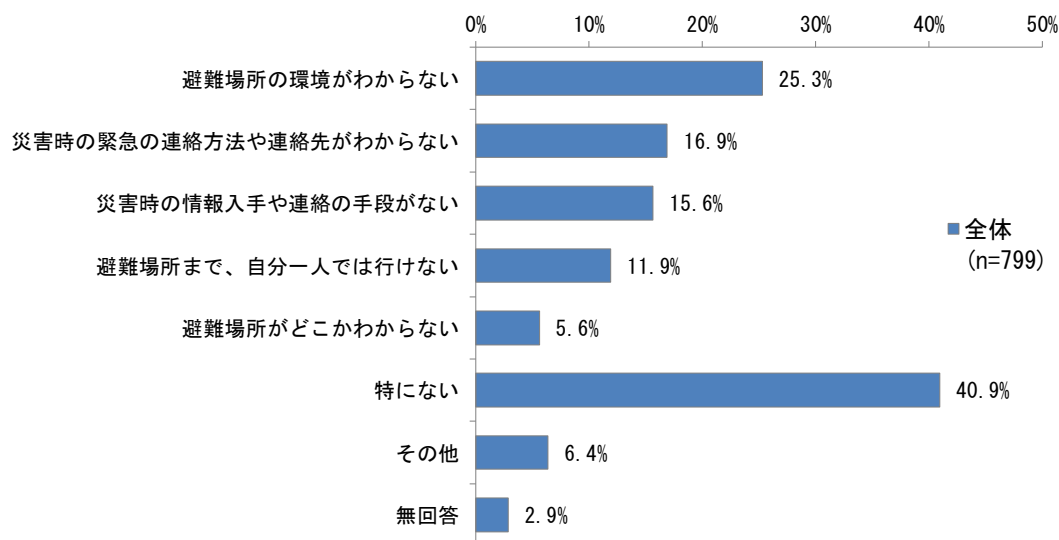
Q. あなたは、地震や台風・大雨などの災害発生時に、一人で避難することができますか。(○は1つだけ)

災害発生時の一人避難の可否については、「できると思う」62.0%が最も高く、次いで「できないと思う」18.9%、「わからない」18.0%となっている。



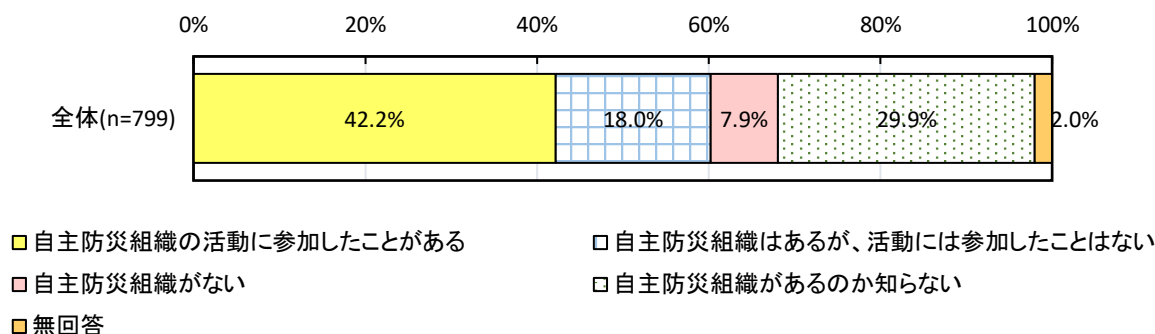
Q. 地震や台風などの災害発生時に、不安に思うことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

災害発生時に不安に思うことについては、「特にない」40.9%が最も高く、次いで「避難場所の環境がわからない」25.3%、「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」16.9%となっています。



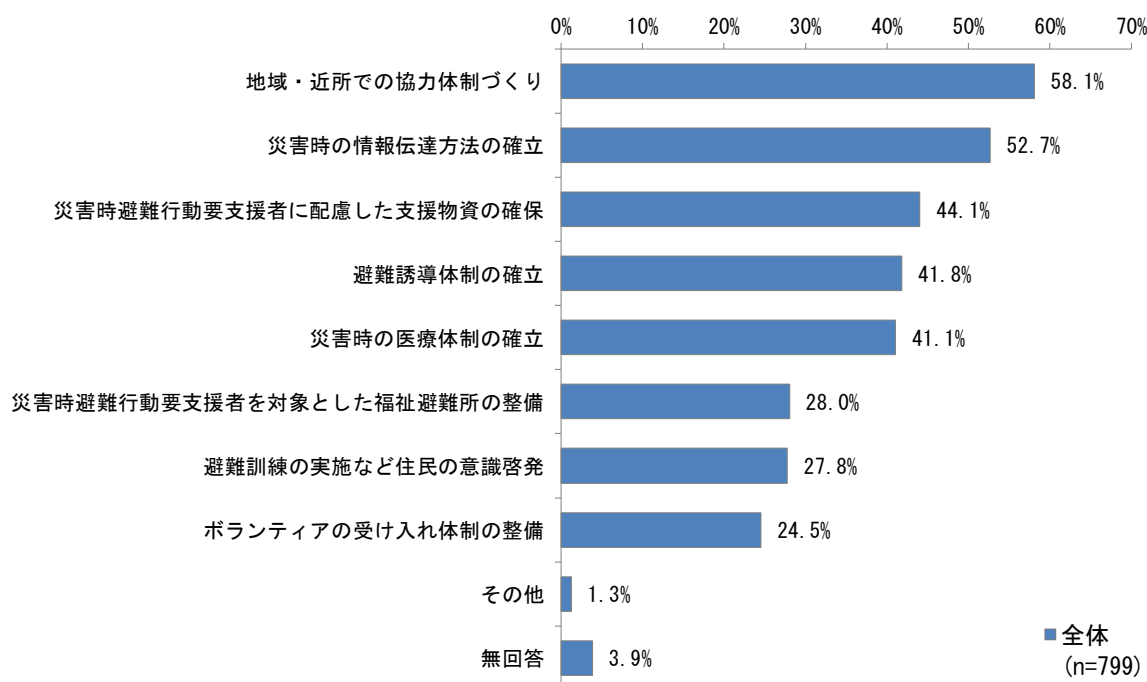
Q. あなたは、これまでに自治公民館の防災活動など、自主防災組織が行う防災訓練などに参加したことがありますか。(○は1つだけ)

自主防災組織が行う防災訓練などへの参加有無については、「自主防災組織の活動に参加したことがある」42.2%が最も高く、次いで「自主防災組織があるのか知らない」29.9%、「自主防災組織はあるが、活動には参加したことはない」18.0%となっています。



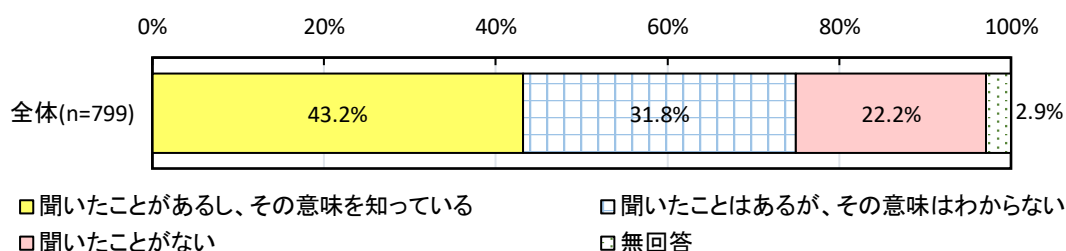
Q. 災害発生時に備えて、地域や行政が優先して取り組むべきことは何だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

災害発生時に備えて、地域や行政が優先して取り組むべきことについては、「地域・近所での協力体制づくり」58.1%が最も高く、次いで「災害時の情報伝達方法の確立」52.7%、「災害時避難行動要支援者に配慮した支援物資の確保」44.1%となっています。



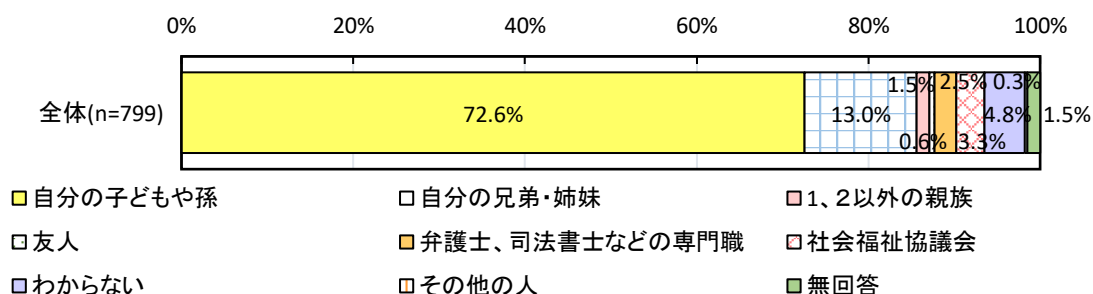
Q. 「成年後見制度」という言葉を聞いたことがありますか。(○は1つだけ)

「成年後見制度」という言葉の認知度については、「聞いたことがあるし、その意味を知っている」43.2%が最も高く、次いで「聞いたことはあるが、その意味はわからない」31.8%、「聞いたことがない」22.2%となっています。



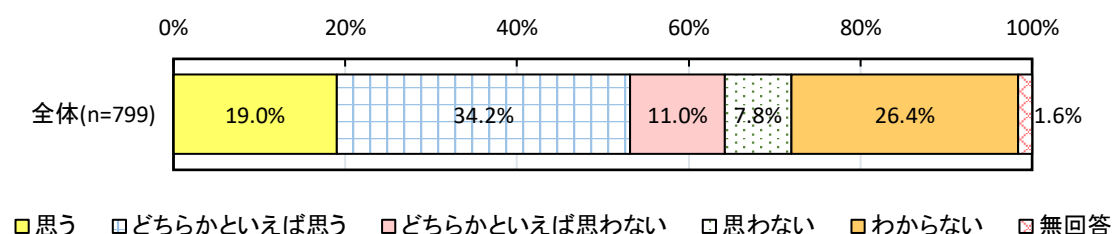
Q. あなたがひとり暮らしの高齢者と想定します。あなたの認知機能の低下などで判断ができなくなった場合、契約行為や金銭管理などを誰にお願いしたいと思いますか。(○は1つだけ)

契約行為や金銭管理などのお願い先については、「自分の子どもや孫」72.6%が最も高く、次いで「自分の兄弟・姉妹」13.0%、「わからない」4.8%となっています。



Q. あなたは、罪を犯した人の立ち直りに協力したいと思いますか。(○は1つだけ)

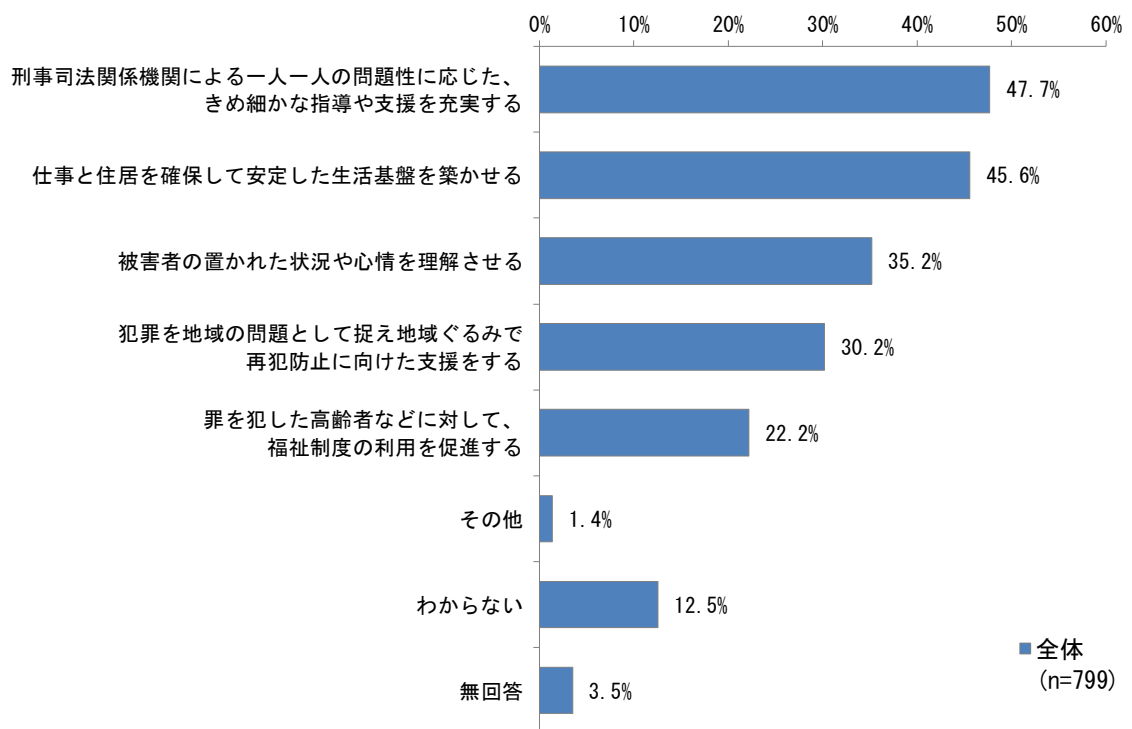
罪を犯した人の立ち直りへの協力については、「どちらかといえば思う」34.2%が最も高く、次いで「わからない」26.4%、「思う」19.0%となっています。



Q. 再犯防止のためには、具体的にどのようなことが必要だと思いますか。

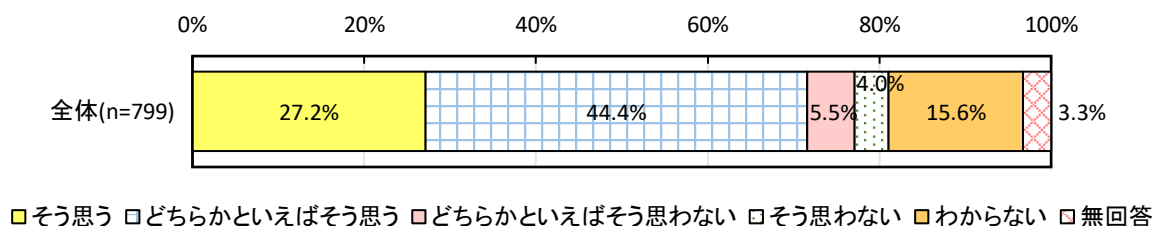
(あてはまるものすべてに○)

再犯防止のために必要なことについては、「刑事司法関係機関による一人一人のQ題性に応じた、きめ細かな指導や支援を充実する」47.7%が最も高く、次いで「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」45.6%、「被害者の置かれた状況や心情を理解させる」35.2%となっています。



Q. 再犯防止のためには、犯罪をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現が大切である。という意見について、どう思いますか。(○は1つだけ)

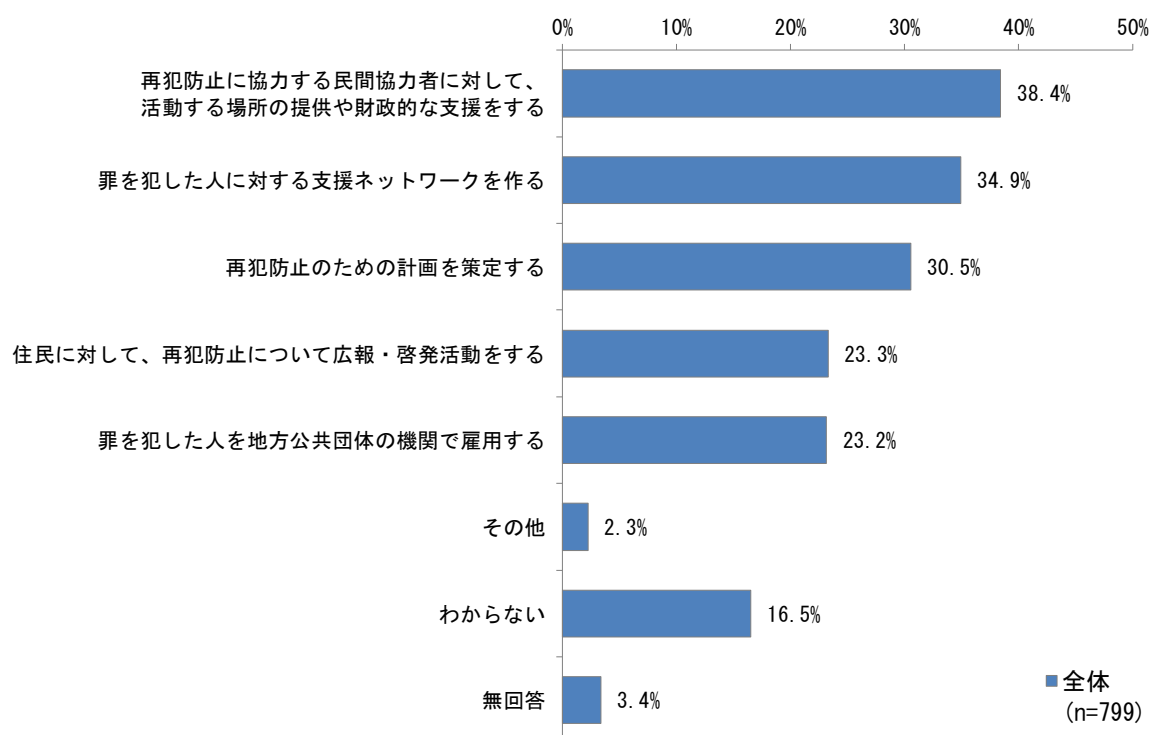
再犯防止における「誰一人取り残さない」社会の実現が大切である。という意見については、「どちらかといえばそう思う」44.4%が最も高く、次いで「そう思う」27.2%、「わからない」15.6%となっています。



Q. 再犯防止のために、地方公共団体は何をするべきだと思いますか。

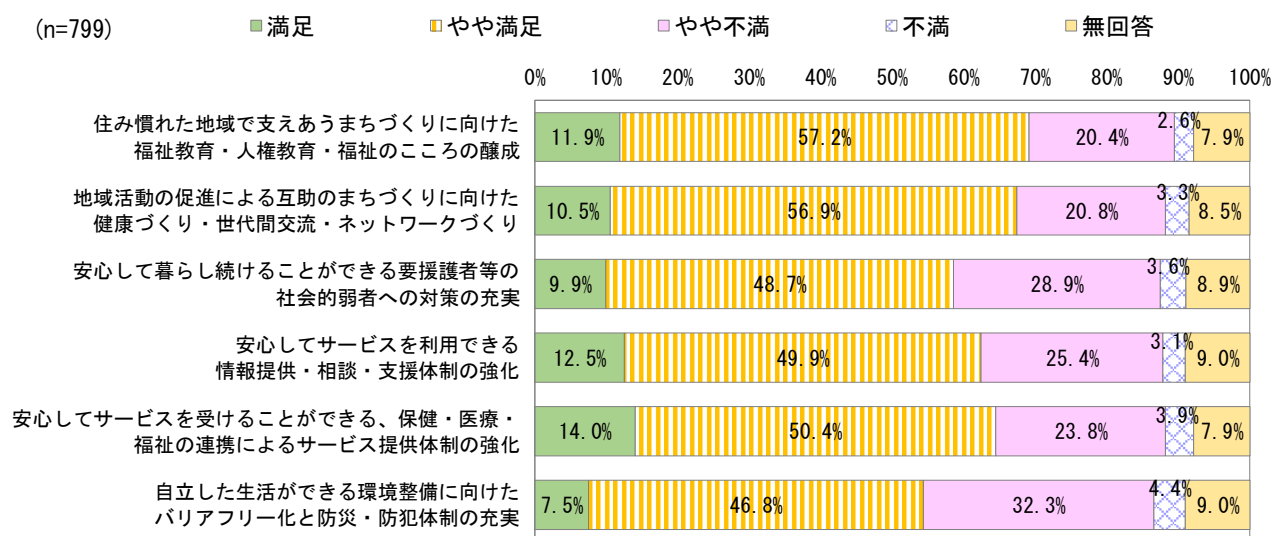
(あてはまるものすべてに○)

再犯防止のために、地方公共団体がすべきことについては、「再犯防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援をする」38.4%が最も高く、次いで「罪を犯した人に対する支援ネットワークを作る」34.9%、「再犯防止のための計画を策定する」30.5%となっています。



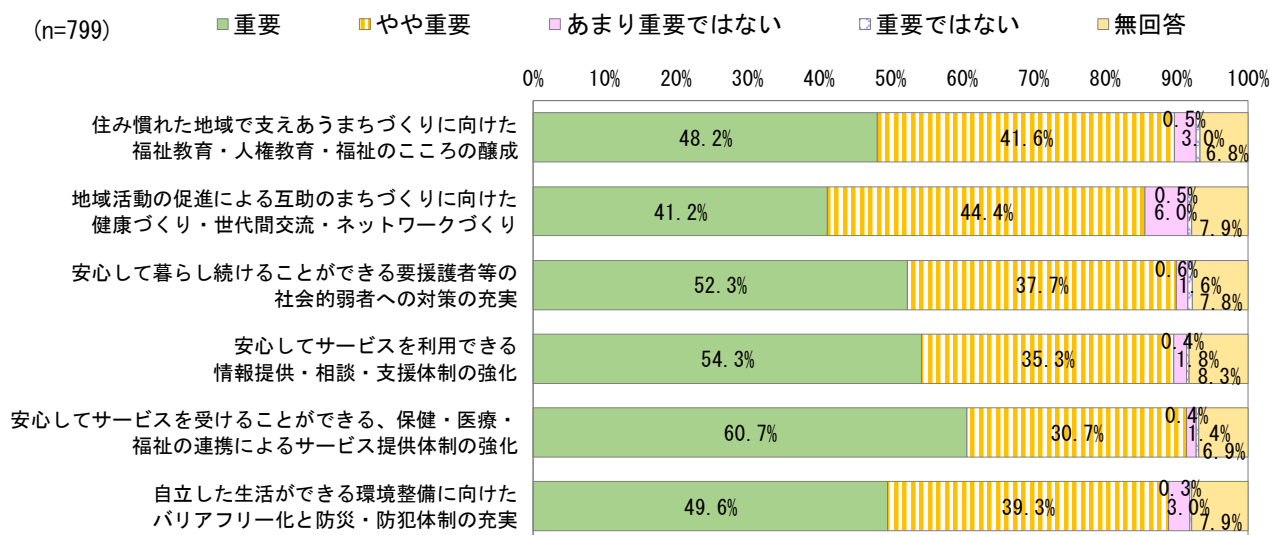
Q. あなたは、地域福祉に関する様々な現状について、どの程度「満足」されていますか。
(それぞれに○は1つずつ)

地域福祉に関する様々な現状の満足度については、全ての項目で『満足』（「満足」と「やや満足」の合算）が5割以上となっており、「住み慣れた地域で支えあうまちづくりに向けた福祉教育・人権教育・福祉のこころの醸成」では69.1%を占めています。
『不満』（「やや不満」と「不満」の合算）では「自立した生活ができる環境整備に向けたバリアフリー化と防災・防犯体制の充実」が36.7%と最も高くなっています。



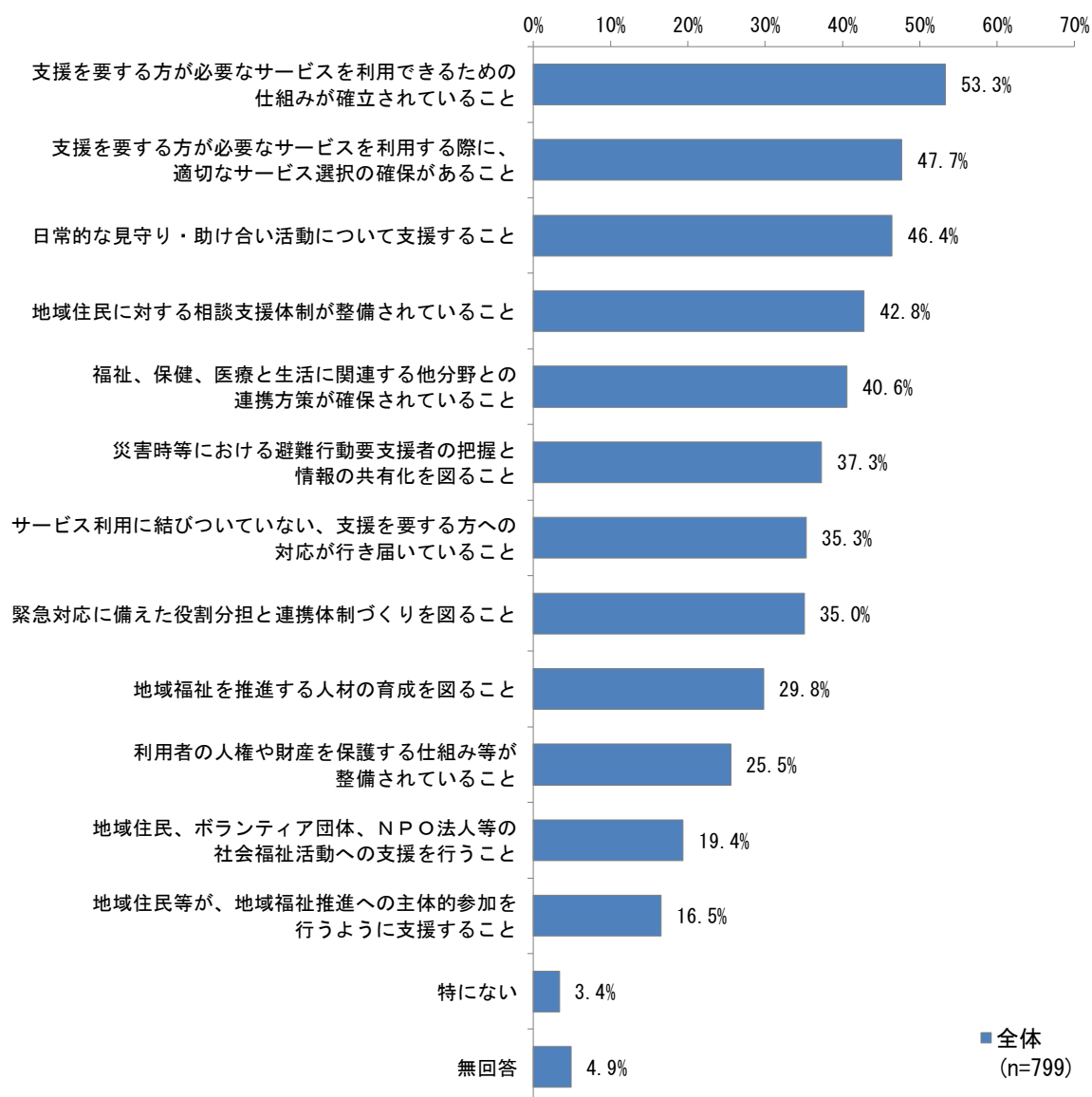
Q. あなたは、地域福祉に関する様々な現状について、どのくらい「重要」だと思いますか。(それぞれに○は1つずつ)

地域福祉に関する様々な現状の重要度については、全ての項目で『重要』（「重要」と「やや重要」の合算）が8割以上を占めている。中でも「安心してサービスを受けることができる、保健・医療・福祉の連携によるサービス提供体制の強化」は91.4%を占め、最も高くなっています。



Q. 地域福祉の推進を図っていく上で、必要となるもののうち、あなたにとって重要だと感じることはどれですか。(あてはまるものすべてに○)

地域福祉の推進を図る上で重要だと感じることについては、「支援を要する方が必要なサービスを利用できるための仕組みが確立されていること」53.3%が最も高く、次いで「支援を要する方が必要なサービスを利用する際に、適切なサービス選択の確保があること」47.7%、「日常的な見守り・助け合い活動について支援すること」46.4%となっています。



3 ワークショップ結果

(1) 概要

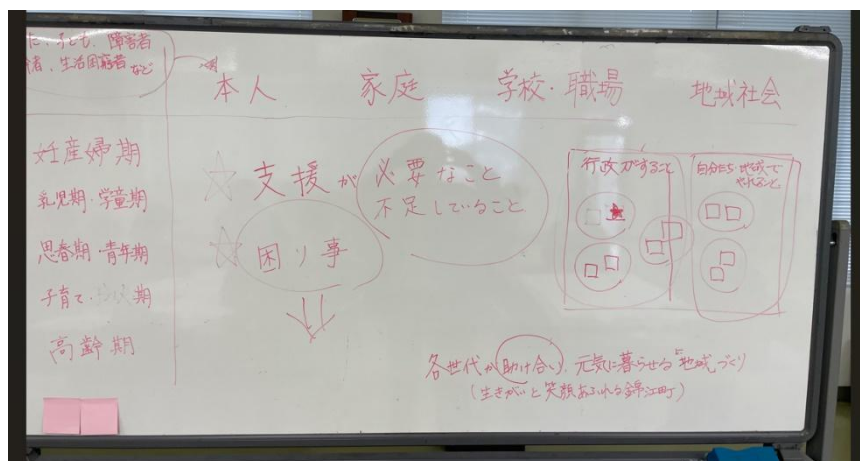
本町では、「身近な地域で「地域にはどういう困りごとを抱えている人がいるのか」「どうしたら、その人らしく幸せに生活していけるのか」を一緒に考え、意見（アイディア）を出していただき、新たな計画に反映させるため、一般町民の方を対象に「地域福祉ワークショップ」を開催しました。

開催日 令和6年2月6日

場所 錦江町役場2階会議室

参加人数 12名

テーマ ①地域における困りごとや支援が必要なことについて
②地域や自分たちで取り組めること



(2) 結果とりまとめ

【グループ1】

①地域における困りごとや支援が必要なことについて

- 交通手段が少ない
- “年金生活では、毎回タクシーはムリ。バス停が近くにない。バスに乗れない。”
- 高校生の通学バスが少なくて不便。増やしてほしい。
- 通学する手段がなく、錦江町から引っ越す人が多い。
- 南大隅高校は補助があるが、鹿屋の高校生には補助がなく定期も高い。
- 店が遠い。
- 免許返納しても外出する手段がなく困っている人が多い
- 病院が遠い(小児科)。
- 病院がなく、通うのが大変。
- 荒れた田畑が多い。
- 空き家が多い。
- 大学に行かせたくてもお金がない。
- サロンが減っていて集まる場所がなくなっている。

- 産婦人科がない。小児科がない。
- 介護職不足のため、デイ、施設の受け入れ困難。
- 働く場所が少ない。
- お店が少なくて買い物に行けなくて困る。
- 若い世代が町外へ移出する。
- 担い手が不足している。
- 子どもが少ない。
- 高齢者世帯が多く、子どもたち県外等遠くに
いるため、支援者がいない。
- 育児を一人でしている人が多い。



②地域や自分たちで取り組めること

- 通学するための補助、バス増便。
- 移動販売。乗り合い。
- 空き教室でサロン活動、多世代交流。
- 時間を持て余している人に介護関係で働いてみないか声かけ。
- 企業誘致！。
- 近所の住民で協力し合って見守る。できる支援をする。
- こども会に加入。

【グループ2】

①地域における困りごとや支援が必要なことについて

- “妊産婦：子育てしながら初産 乳幼児：保育園、産後→学童期サポート 思春期：男の子・女の子 子育て期：母、仕事しながら専業主婦 高齢期：一人生活、夫婦”
- “小学生の学力の向上。落ちこぼれをなくすために何か手立てはないか？”
- 学童期までの子供の栄養管理ができないか？
- コミュニテクスバスで来ても、休む場所がない（ケーオーのベンチのみ）。
- “①高齢者の買い物などの補助 ②高齢者の移動の不便さ、特に運転のできない人 ③認知症などの対応”
- サロン以外で高齢者が集まれる場所がない。
- 養護・特養の入所にあたり、順番待ちがあると聞きますが、どれくらいの方が待っておられるのか、まら、解消するために何があるのか。
- 免許返納をした方々の、病院・買い物などが何を利用されるのかが心配だ。
- 適齢になっても長寿会に入らない人がいる。



②地域や自分たちで取り組めること

- “自分達、地域でする老人会（1年の行事にそって月1回定例会）”
- “地区・長寿会（定例会） 婦人会 子供会”
- 雨がしのげるような場所にベンチなどを設置し、いろんな所を休憩所としたらどうか。
- “①コミュニティバス利用度上げる（行政） ②タクシー利用、相乗り活用（タクシー会社との共合）”

【グループ3】

①地域における困りごとや支援が必要なことについて

- 独居世帯への見守りと支援。
- 独居高齢者の支援。
- 高齢者世帯の把握と対処法。
- 頑固な高齢者への対応。
- 高齢になって、身体的不自由が出現したときの相談体制。
- “(本人)自宅の近所(空き家)から受けそうな危険性”
- “(本人)住宅近隣の衛生・保険安全”
- “(職場)ex、役場連携⇄課回答できる”
- “メンタルケアが必要 学校、若者”
- “(学校)児童⇄【学校側】指導の徹底が得られない どういう手立て→先生・地域人”
- 若者が働く場所がない。
- 交通手段が少ない。
- 高齢者による失火が心配。
- 災害時、高齢者などの避難補助者が少ない。
- 地域のハザードマップに興味のない人が多い。
- 非常時に備え、食料などを備蓄していない人が多い。
- 誰でも参加しやすいサロン活動。
- 役員の担い手不足。
- 若者と高齢者のつながり。
- “神川新町でサロンを開催していますが、認知症が 3 人います。明日はわが身だよとみんなで見守っています”
- 毎日楽しくと皆で言い合っており、今のところ困っていることはありません。

②地域や自分たちで取り組めること

- “サロン活動では人の悪口は絶対だめ。良さをたたえ合う。サロンの原則を決めて徹底”
- 自治会を中心に年中行事を呼びかけ、地域の一体感を持つ。
- 能登半島地震を教訓に、高齢者の会合などで水・食料の備蓄を呼びかける。
- “高齢者と若年層のつながりを回復させる。(住民全体で楽しめる行事の復活)”
- 自治会内での交流の場づくり。
- “(ハザードマップ)見て分かったこと、気づいたことを出し合う(集会)”
- 高齢の方の話し相手。
- 役員などによる声かけ。
- “学校参観 意識と認識 さそい合う⇄さそわれる”
- “広報誌「他通知、案日誌」よく目を通す＝理解できる・意識高揚”



4 錦江町の地域福祉における推進課題

(1) 複雑化・複合化した支援ニーズへの対応

社会福祉法の改正により、複雑な事情や貧困と介護など複合化した課題に対応する体制の整備が求められています。

国では、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援（狭間のニーズへの対応）」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を創設しました。

一方、町では地域包括支援センターにおいて、いわゆる属性を問わない相談支援を実施しています。

さらに、地域包括支援センターを中心として、民間事業者や医療機関等との連携を図っており、地域でのサロン活動などを含めると、「重層的支援体制整備事業」に該当するような事業を展開しています。

これらのことを踏まえ、今後は、相談支援体制の充実に努めるとともに、地域での孤立やひきこもり、刑務所出所者等への支援なども含めた新たな相談支援に取り組むことが求められています。

(2) 地域包括支援センターを核とした相談支援の推進

近年、地域福祉をめぐる課題は、8050 問題やダブルケアに代表される「複合的課題」に加え、「ひきこもり」や「ヤングケアラー」など、今まで潜在化していた課題が大きく取り上げられています。

アンケート調査結果からは、このような複合的課題を抱える人や閉じこもりがちな人やひきこもりの人などが、地域で一定数いることが考えられます。

本町ではこのような課題に対応するため、地域包括支援センターに「包括的相談窓口」を設置し、きめ細かな支援を進めています。

特に、ひきこもりなどの孤立対策として有効な訪問活動を実施するなど、地域課題に積極的に取り組んでいます。

また、地域包括支援センターでは、サロン活動や認知症カフェなどの介護予防活動、成年後見制度の利用支援にも取り組んでおり、「包括的相談窓口」と合わせて、地域福祉の中心的な機能を担っています。

今後も、地域包括支援センターを核として、関係各課、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉サービス提供事業者、医療機関、県の福祉事務所や保健所などが連携して、本町の地域生活課題に取り組んでいくことが大切です。

（３）住民福祉活動の活性化

アンケート調査結果では、「支え合い・助け合う地域」の範囲については、「自治会という範囲」42.6%が最も高く、次いで「町全体という範囲」24.0%、「隣近所という範囲」18.1%となっています。

地域福祉の推進を図る上で重要だと感じることにについては、「日常的な見守り・助け合い活動について支援すること」46.4%となっています。

本町では、「地域見守り隊（在宅福祉アドバイザー）」のような地域全体の見守りネットワークから、サロン活動などの小地域のつながりによる活動、民生委員・児童委員などによる個別の見守り支援、認知症カフェのような当事者による活動など様々な住民福祉活動が展開されています。

少子化が進むとともに高齢化が進み、地域の住民活動全体が衰退傾向にある中、地域福祉の推進を目指す活動を活性化し、住民の地域活動全体を底上げしていくような取り組みが必要となっています。

（４）地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域共生社会は、支援を必要とする人が地域の中で他の人と対等・平等の存在となり、いつまでも生きがいと尊厳をもって生きていける社会です。

その実現に向けては、住民一人ひとりの意識改革が最も大切となります。

そのうえで、支援を必要とする人が、生きがいを持ち、安心して生きていくために、支援を必要とする人たちに、十分配慮された社会資源の整備が必要となります。

生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動などにおける配慮をはじめとして、災害時における高齢者や障害者、女性、子どもなどへの配慮など、まだまだ整備・充実が求められているものがあります。

これらの実現には、住民と行政、企業、各団体などが目標を共有し取り組むことが必要です。

アンケート調査結果では、成年後見制度への理解については、認知度は高くない状況です。

これらの制度や運動は、地域共生社会の実現に不可欠なことであり、福祉意識の醸成を図りながら、啓発活動に努めていくことが大切です。

第3章 計画の方向性

1 基本理念

町の最上位計画である第2次錦江町総合振興計画（令和3年度から6年度）では、まちづくりの基本理念を「子や孫へ、希望あふれる未来を創りつなぐまち」とし、多くの住民等と行政がたて糸やよこ糸となって織りなす町は、私たちはもちろんのこと、子どもや孫たちの次の世代も幸せを暮らしの中で感じられるまちづくりを目指しています。

本町を取り巻く状況を見ると、人口減少や少子高齢化、経済格差の拡大等が進行しており、要介護高齢者や障害者等の支援を必要とする町民が増加しています。また、家庭の自助力の低下、地域コミュニティの脆弱化も懸念されており、財政的な制約がある中で、より細やかでかつ効率的・効果的な対応が求められています。

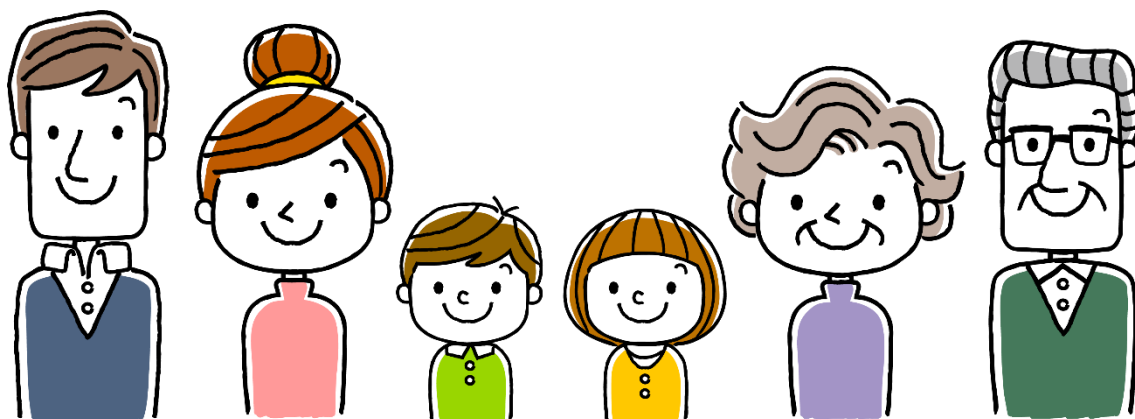
こうした状況のなか、町民の誰もが安心して暮らせるまちを実現していくためには、多様な生活課題を抱える町民に対して必要な支援を適切かつ持続的に提供する包括的な支援体制整備に取り組みつつ、本町の特性に合った地域共生社会を構築していくことが求められます。

地域共生社会を構築する過程においては、住民の主体的参加と住民・事業者・行政の連携・協働を前提とした前計画の理念は今後も引き続き重視していく必要があることから、前計画の基本理念を継承し、「各世代が助け合い、元気に暮らせる『地域』づくり」を基本理念とします。

◆基本理念◆

各世代が助け合い、元気に暮らせる『地域』づくり

（生きがいと笑顔あふれる錦江町）



2 錦江町が目指す地域福祉の姿

支え合う関係（つながり）による感謝と笑顔の連鎖

子ども、高齢者、障害のある人など、誰もが住みなれた地域の中で、つながりをもち、健康で、心豊かに暮らしていくことができる地域づくりを目指します。

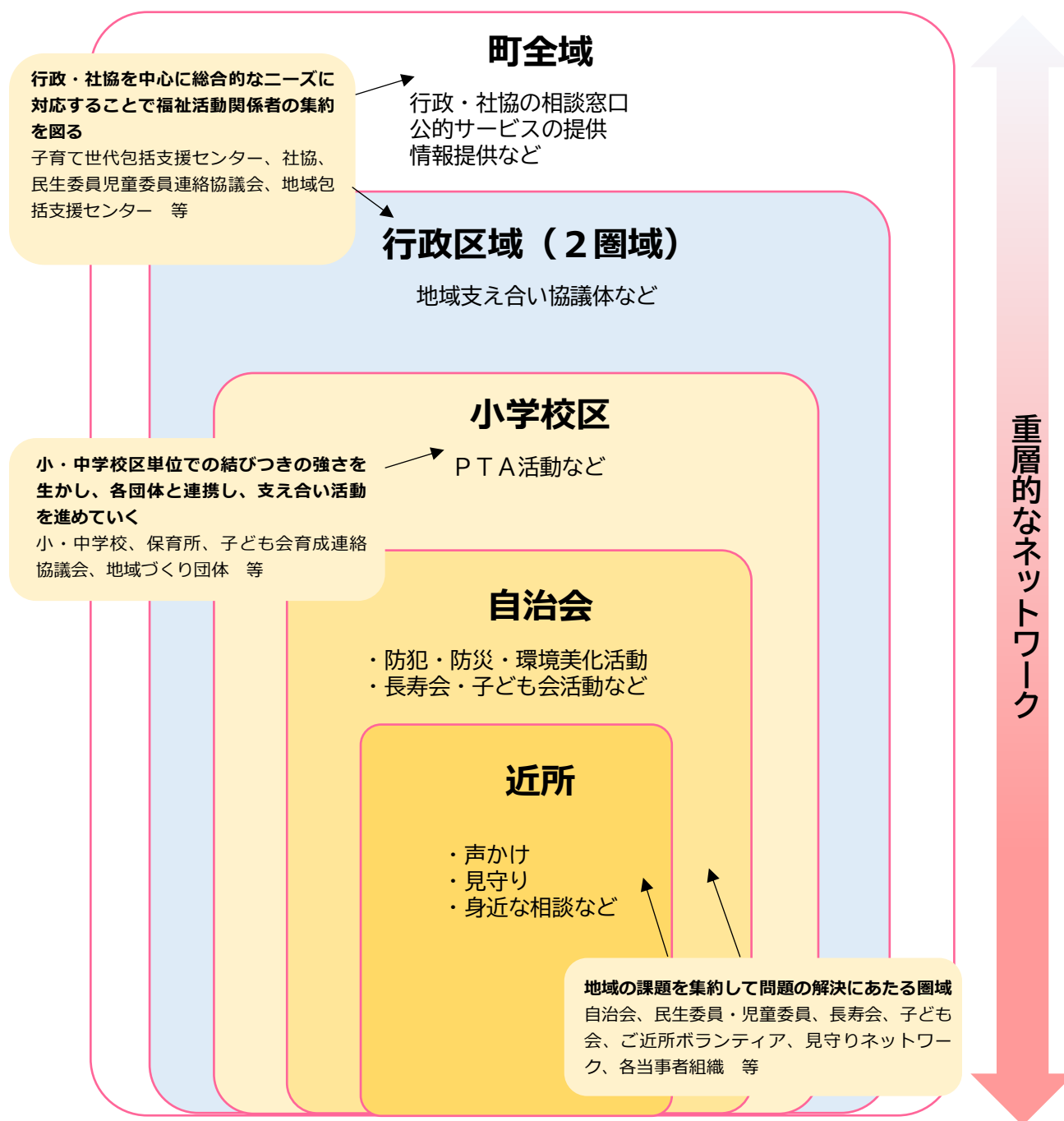
自分らしく暮らすとともに、人との関わりを大事にし、コミュニケーションのなかで、励ましたり、励まされたり、期待され、役に立とうとすることで、自分自身の生きがいや存在価値を確認していきます。

人と人との関わりにおいては、個人がもつ知識や経験、ネットワークなどを活かすことで、また、個人のもつ悩みや暮らしにくさを抱え込まず、地域とつながることで、徐々に深まっていきます。そして、支援する側もされる側も、役割を固定化せず、時に支え、時に支えられる、という支え合いの関係を構築していくことが必要です。

支え合う関係を根底に「感謝」と「笑顔」がたくさん生まれる地域こそが、私たちの目指す地域福祉の姿です。



地域福祉の効果的な推進のためには、専門性の高い総合的・広域的な福祉サービスの提供を行う、町全体エリアの大きな圏域から見守り活動等といった、自治会等住民に身近な圏域まで、各圏域に応じた重層的な推進体制を整備することが必要です。本町における福祉圏域を、以下の通り整理しました。



3 基本目標

(1) ふれあい、支え合い、だれ一人取り残さないまちづくり

多様化・複雑化する課題に対し、支援を必要としている人へきめ細やかに対応できるよう、包括的な相談支援体制の強化や相談窓口の充実を図るとともに、情報提供を充実し、必要な支援に結びついていない人を適切な支援に結びつけられるような支援体制づくりに努めます。

また「相談支援」「地域づくり」「地域参加」を核とする重層的支援体制整備事業を推進し、多様な地域生活課題の解決に向けて取り組みます。

(2) 誰もが我が事として参加し、活き活きと担えるまちづくり

若い世代から高齢者まで幅広い世代が地域の課題に関心を持ち、地域の支え合い活動に参加できるよう、福祉教育の推進と地域福祉の啓発を行い、地域の担い手の育成・確保に努めます。

住民がお互いに助け合い、支え合う地域づくりのためには、自治会等による身近な地域の福祉活動を推進するとともに、生活圏域、町全体といった各層における支え合いネットワークの構築及び連携強化を図ることで、包括的な仕組みづくりを推進していきます。

(3) 安心して暮らせるまちづくり

地域福祉の推進、その先にある地域共生社会の実現に向けて、住民や地域、専門職やサービス提供事業者、社会福祉協議会、行政などが連携して地域生活課題を解決していく必要があります。

町民の誰もが相互尊重のもとに、地域で安心して自分らしく暮らせるように、必要な支援に早期につながり、適切かつ持続的に支援が得られるよう、多様な連携・協働による包括的な支援体制の整備に取り組み、地域共生による福祉のまちづくりを推進します。

そのため、地域で暮らすあらゆる人の生活を支えるため、多様な主体による地域福祉活動の促進や、孤独・孤立対策、生活困窮者支援、権利擁護支援等の充実に取り組みます。

（４）自分らしく生きるまちづくり(錦江町成年後見制度利用促進基本計画)

本町に暮らす方々が自分らしく生活するためには、判断能力が不十分であったとしても、周囲の関係者が本人の意思決定を尊重し、その意思に沿った支援を行うことが重要です。

そのために、住民の権利擁護を支援する体制を整備し、関係機関・団体等と連携して本計画を効果的に推進することで、安心して自分らしく暮らせる地域共生社会を目指します。

（５）誰もが輝けるまちづくり(錦江町再犯防止推進計画)

国の再犯防止推進計画の「基本方針」、ならびに令和６年３月に策定された「第２次鹿児島県再犯防止推進計画」を踏まえ、犯罪の原因となる様々な生活困難に対応でき、一人も再犯に陥ることなく明るく地域で暮らしていける社会づくりを目指します。

また、既存のネットワークや協議会等と連携を図り、再犯防止の視点を施策等に反映し、関係機関・団体等が再犯防止の認識を深め、施策への理解と協力が得られるよう、罪を犯した人等の特性および地域の実情に応じた相談支援体制の構築に取り組みます。

4 施策体系

基本理念	基本目標	施策
各世代が助け合い、元気に暮らせる『地域』づくり（生きがいと笑顔あふれる錦江町）	基本目標1 だれ一人取り残さない、安心して相談できるまちづくり	(1)地域包括支援センターの相談支援体制の維持・強化 (2)障害者への相談支援の充実 (3)子どもへの相談支援体制の整備 (4)生活困窮者への相談支援の充実 (5)誰一人取り残さない相談支援体制の構築 (6)権利擁護
	基本目標2 我が事として参加し、誰もが活躍できるまちづくり	(1)福祉意識の高揚 (2)ボランティア活動の支援 (3)民生委員・児童委員活動の支援強化 (4)住民主体における地域活動の強化 (5)生きがいのあるまちづくり
	基本目標3 安心して暮らせるまちづくり	(1)誰もが暮らしやすい環境づくり (2)防災体制やバリアフリーの充実 (3)移動支援 (4)新たな住民福祉活動の発展支援 (5)社会福祉協議会の事業の充実
	基本目標4 自分らしく生きるまちづくり （錦江町成年後見制度利用促進基本計画）	(1)成年後見制度等の周知と利用支援 (2)成年後見制度の実施体制の構築
	基本目標5 社会を明るくするまちづくり （錦江町再犯防止推進計画）	(1)地域理解の促進 (2)生活支援に関する取り組みの充実

第4章 具体的施策の展開

基本目標1 だれ一人取り残さない、安心して相談できるまちづくり

■□現況と課題

生活困窮や引きこもり、8050 問題、介護と育児を行う「ダブルケア」、子どもが家族の介護やケアを行う「ヤングケアラー」といった地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の高齢、障害など属性別の相談支援体制では、対応が難しくなっています。

本町では、地域包括支援センターが中心となって、高齢者や障害者、生活困窮者などの福祉や介護に関する相談支援を進めています。

地域包括支援センターでは、住民の相談に的確に対応するため、役場の関係課をはじめとしてサービス提供事業者や県の各機関などと連携を強化しています。

障害者や子ども、生活困窮者に対しては、それぞれの相談窓口により、適切かつ迅速な支援につなげています。また、高齢者や障害者、児童への虐待を防止するため、通報・相談体制を充実するとともに、要保護児童対策地域協議会のような多機関の連携により対応しています。

地域包括支援センターでは、包括的相談のほか、介護予防事業や介護予防ケアマネジメント事業など多くの業務を並行して実施しており、地域包括支援センターの業務の逼迫が懸念されることから、事業を見直し、効率的で効果的な事業運営体制を検討することも必要となっています。

また、相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業への対応も必要です。



★☆☆施策の内容

(1) 地域包括支援センターの相談支援体制の維持・強化

具体的な取り組み	取り組み内容
① 包括的相談体制の継続・充実	・ 地域包括支援センターの相談体制を維持し、高齢者や障害者、生活困窮者などの多様な相談支援を継続・充実していきます。
② 事業内容の精査と外部専門機関の活用	・ 地域包括支援センターの業務が多岐にわたっているため、事業のあり方等を見直し、可能なものは外部の専門機関に委託するなど効率的で効果的な運営体制を構築します。
③ 相談支援連携体制の充実	・ 近年の複合的課題や潜在的課題に対処するため、関係各課、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、医療機関、県の関係機関などとの連携を一層強化します。

(2) 障害者への相談支援の充実

具体的な取り組み	取り組み内容
① 相談支援事業所の周知徹底	・ 町内相談支援事業所(由結の里)に関する情報提供を強化し、住民への周知徹底を図ります。
② 基幹相談支援センターとの連携強化	・ 障害者等の生活課題の解決に向けて、肝付地区2市4町で委託している肝属地区障がい者基幹相談支援センターとの連携を強化します。
③ 地域生活支援拠点の整備(広域事業)	・ 肝属地区障害者自立支援協議会などを通じ、障害者の地域生活に必要な相談や体験、人材を育成する地域生活支援拠点の整備に努めます。

(3) 子どもへの相談支援体制の整備

具体的な取り組み	取り組み内容
①相談支援組織の連携強化	・ 錦江町子育て世代包括支援センター『たんぽぽ』や子育て支援センターなどの連携を強化し、妊娠から出産、育児の切れ目のない相談体制を整備します。 ・ 児童虐待防止対策として、特に要保護児童等への支援業務の強化を図る子ども家庭総合支援拠点や子ども家庭センターの設置を検討します。

(4) 生活困窮者への相談支援の充実

具体的な取り組み	取り組み内容
①関係機関の連携強化	・ 介護福祉課、地域包括支援センターや社会福祉協議会、関係課機関との連携を強化し、生活困窮者の相談支援の充実を図ります。

(5) 誰一人取り残さない相談支援体制の構築

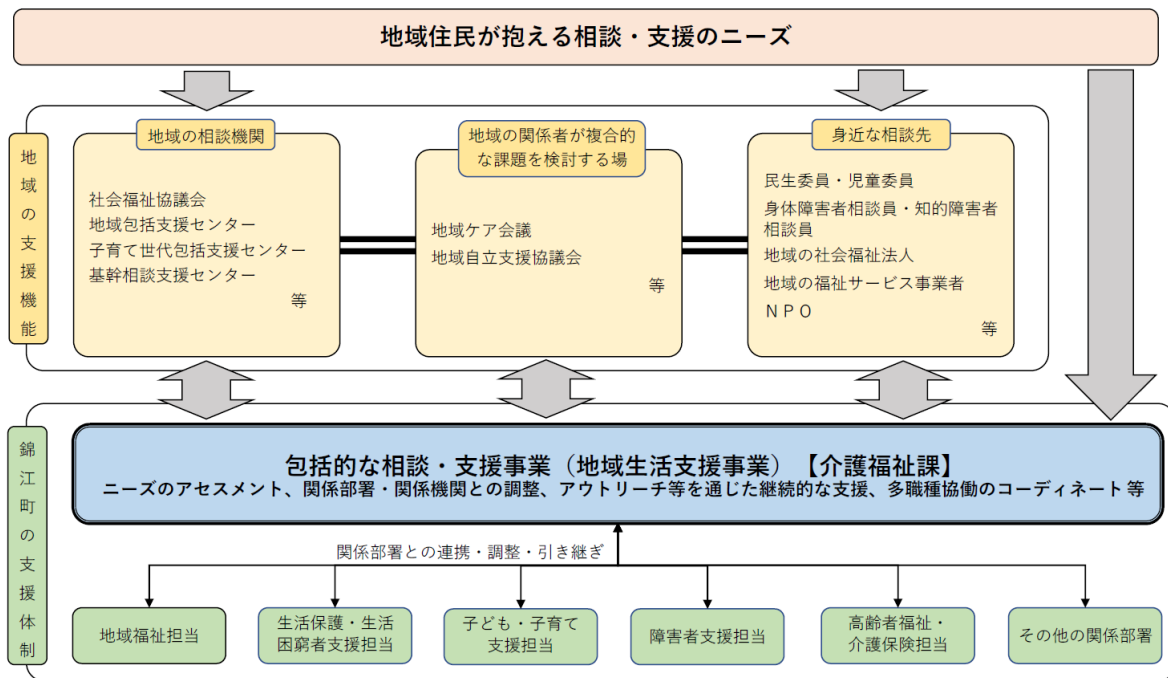
具体的な取り組み	取り組み内容
①民生委員・児童委員と各相談機関の連携強化	・ 民生委員・児童委員の日常的な活動と各相談支援機関が連携し、地域で孤立している人や福祉サービスを利用していない要支援者の発見と適切な支援に努めます。
②ケアラー（ヤングケアラーを含む）の相談支援	・ ケアラー（ヤングケアラーを含む）に対応する相談窓口を各種広報媒体を通じて町民への周知を図ります。 ・ 各相談窓口での相談体制及び各支援担当との連携体制の強化に努めます。
③ひきこもりの相談支援	・ ひきこもりなど潜在的な課題に対応する相談窓口について、各種広報媒体を通じて町民への周知を図ります。 ・ 民生委員・児童委員、学校等と連携し、ひきこもりの児童生徒等の把握に努めるとともに、関係各課と連携し相談支援体制の強化に努めます。

具体的な取り組み	取り組み内容
④重層的支援体制整備事業の対応	・複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、包括的相談支援、参加支援、地域づくりという3つの支援を一体的に推進します。また、これらの支援を効果的かつ円滑に実施するために、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援を強化し、総合的に実施することによって生活課題の解決力の向上を図ります。

(6) 権利擁護

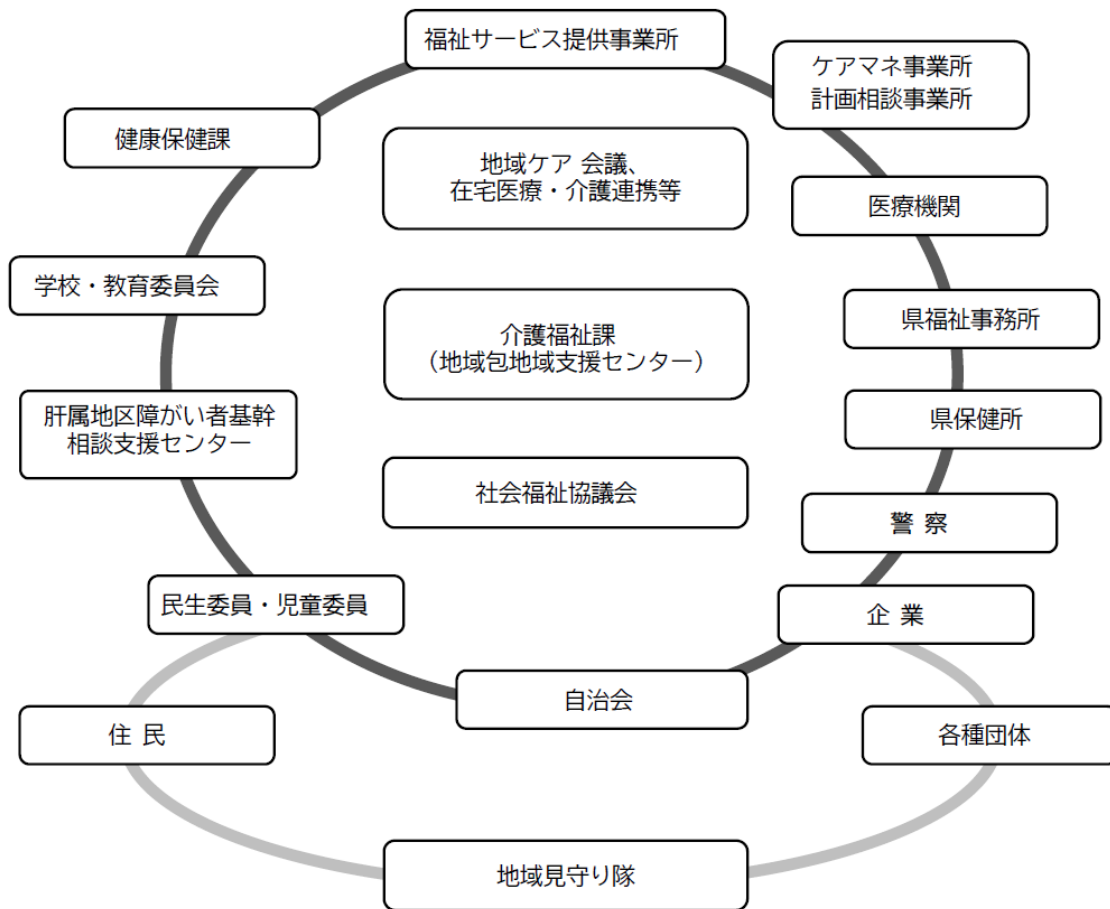
具体的な取り組み	取り組み内容
①要保護児童対策地域協議会の充実	・児童虐待の未然防止と早期の解決を目指し、要保護児童対策地域協議会の充実を図ります。
②高齢者や障害者の虐待防止	・肝属地区障がい者虐待防止センターの周知を図るとともに、地域包括支援センターにおける高齢者虐待防止対策を強化します。

■包括的な相談・支援体制のイメージ



- 高齢者や障害者、子ども、生活困窮などに関する相談を介護福祉課（地域包括支援センター）が中心となって受け止め、各分野別の相談支援機関との連携を強化し、全世代型、複合的課題対応型の相談体制の充実を図ります。
- また、今後は、新たな課題である地域からの孤立やひきこもり、ヤングケアラー、刑務所出所者などへの相談支援についても、同様の体制で各相談支援機関が緊密に連携して対応します。

■関係機関の連携イメージ



○相談支援事業が効果的に推進でき、要支援者に対して伴走型支援を行うため、各相談支援機関との相互連携を図ります。

○本町では、地域包括支援センターと社会福祉協議会が中心となって、民生委員・児童委員、行政組織、医療機関、県の機関、民間福祉サービス提供事業所などと連携を図ります。

○また、要支援者への日常的な支援については、多様な主体が参加する「地域見守り隊」などの活用を図ります。

基本目標2 我が事として参加し、誰もが活躍できるまちづくり

■□現況と課題

少子高齢化が進行する中で、一人暮らし高齢者や単身世帯の増加など、家族のあり方の変化等により、地域のつながりが弱まっています。

さらに、地域や世帯、個人が抱える課題の複合化・複雑化によって、支援を必要とする人を地域全体で支える仕組みの重要性がより高まっています。

地域福祉を着実に進め、地域共生社会の実現を目指すには、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり、支え合う取り組みのための環境整備が求められています。

本町では、住民、企業、行政、関係機関が連携した見守り組織「地域見守り隊（在宅福祉アドバイザー）」活動などが行われています。

地域福祉活動の核ともいえる民生委員・児童委員は、日頃の訪問活動を通じて、地域の現状の把握や対策に携わっています。

アンケート調査から、地域福祉に関する課題や、住民同士の助け合いや支え合いの必要性については、「ある程度必要だと思う」50.4%が最も高く、次いで「とても必要だと思う」47.1%と助け合いや支え合いへ必要性の高さが伺えます。

しかし、地域活動に積極的に参加していない方もアンケート結果から伺え、その傾向は若い世代において特に顕著になっています。価値観の変化やライフスタイルの多様化が進む状況ではありますが、地域のつながりの大切さを再認識し、それぞれの生活のあり方にも配慮した地域活動を展開していくことが必要です。

地域福祉の推進を持続的に図るためには、様々な年代や立場の住民の参画が重要ですが、若年層や壮年層の担い手が少ない状況にあります。今後においても福祉ニーズは多様化や増加していく見込みであることから、ボランティアの養成や知識・技術習得に向けた研修等を充実する必要があります。

少子高齢化により地域のつながりが薄れていく中、福祉活動を通じて豊かな地域生活の実現を目指していくことが望まれています。



★☆☆施策の内容

(1) 福祉意識の高揚

具体的な取り組み	取り組み内容
①小・中学校での福祉教育	・総合的な学習の時間などにおいて、福祉教育を行います。 ・小学5・6年生を対象にした「なんぐう交通防犯少年団」が組織され、年4回程度の交通安全に関するボランティア活動を推進します。 ・中学生による福祉施設等での職場体験、さらには高齢者疑似体験や車椅子の使用体験など、保健福祉に関するさまざまな体験と通じ、福祉のこころの情勢を図ります。
②障害者週間などの周知・啓発	・障害者週間や子どもの権利条約、障害者差別解消法など、様々な福祉に関する運動や法的整備に関わる内容をわかりやすく普及・啓発します。
③福祉に関する講演会や学習会の開催	・各種講座や福祉・健康・防災・人権講座などを通じて、子どもから高齢者まで多世代にわたって福祉にふれる機会や学ぶ機会を提供し、福祉への関心の醸成に取り組みます。 ・制度の狭間の課題等への社会的理解を広めていく取り組みを推進します。

(2) ボランティア活動の支援

具体的な取り組み	取り組み内容
①ボランティア活動の情報提供	・住民がボランティア活動を理解し参加・協力できるよう、活動内容や意義の周知徹底に努めます。
②ボランティアの養成	・新しいニーズに対応するボランティアを養成するため、ボランティア講習会などを開催します。 ・地域福祉活動のきっかけとなるよう、若年層や壮年層の住民も参加しやすい講座や体験事業の充実に努めます。

具体的な取り組み	取り組み内容
	・児童生徒がボランティア活動を体験できるよう、学校と連携し体験の機会づくりに努めます。
③高齢者元気度アップ地域活性化事業	・高齢者個人にポイントが貯まる「高齢者元気度アップ・ポイント事業」と高齢者の方を含むグループにポイントが貯まる「高齢者地域支え合いグループポイント事業」 高齢者を含む幅広い世代の方（個人）にポイントが貯まる「介護人材確保ポイント事業」を推進します。

（３）民生委員・児童委員活動の支援強化

具体的な取り組み	取り組み内容
①関係機関との連携強化支援	・民生委員・児童委員活動の成果を要支援者の生活支援に迅速につなげるため、町、社会福祉協議会、自治会、福祉サービス提供事業者等との連携強化を推進します。
②研修機会の充実	・民生委員・児童委員が福祉の現代的課題に対応できるよう、適切な研修や勉強会を開催します。
③活動の周知徹底	・住民が民生委員・児童委員活動を理解し協力できるよう、活動内容や意義の周知徹底に努めます。

（４）住民主体における地域活動の強化

具体的な取り組み	取り組み内容
①地域における見守り活動の推進	・地域での見守り活動に多くの住民や関係機関、団体、企業などが参加し、地域福祉の中核的な組織として「地域見守り隊（在宅福祉アドバイザー）活動」を大きく広げていきます。
②サロン活動の拡大支援	・住民が自ら主体となり、地域で声かけ支え合いができるようなサロン活動への支援を図ります。
③介護予防サポーター活動の支援	・サロン活動を支える介護予防サポーターの育成を進めます。

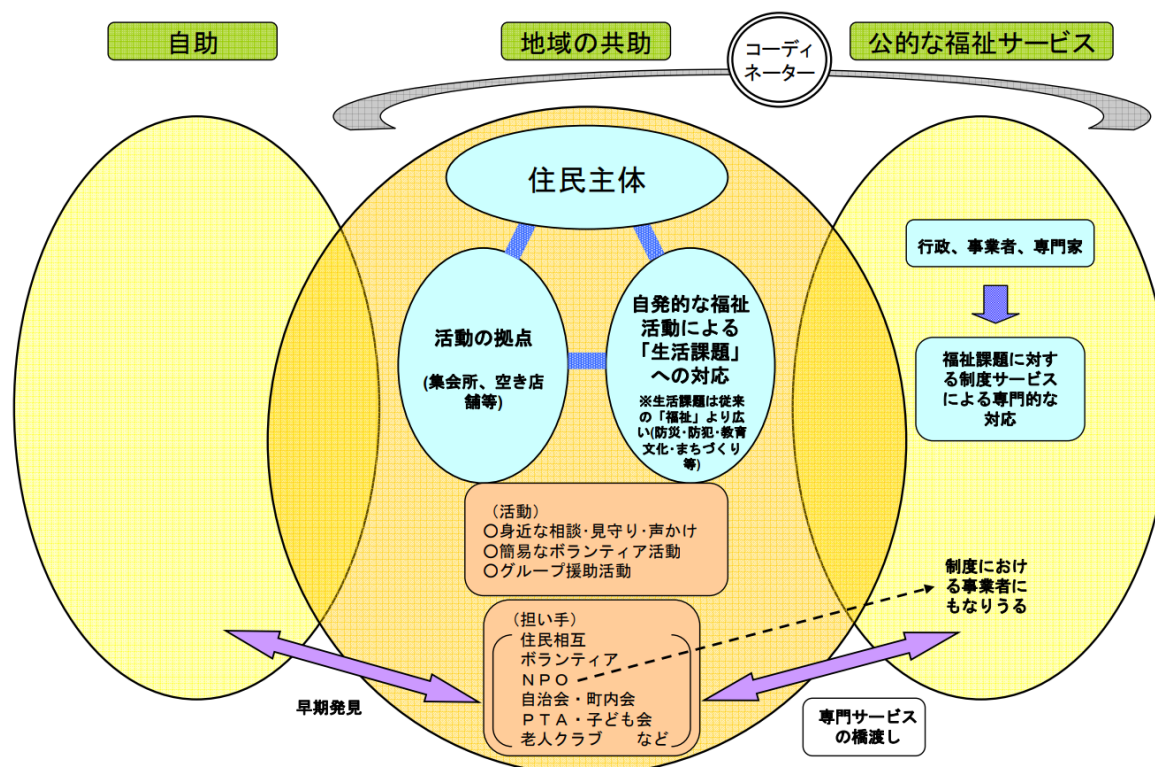
具体的な取り組み	取り組み内容
④認知症施策の推進	・ 認知症を理解し、認知症の人を温かく見守り支援する人を育成する取り組みとして、認知症サポーター養成講座や認知症フレンドリーパートナー養成講座を実施します。 ・ 認知症地域支援推進員（錦江町地域包括支援センター職員）が認知症初期集中支援チーム等と協働し認知症に関する講座やケアパス等の作成・啓発活動の充実を図ります。
⑤健康づくり活動の支援	・ 各地域で住民の主体的な健康づくり活動を進めるため、健康づくり活動を支援します。
⑥食生活改善推進員活動への支援	・ 地域で食を通じた健康づくりを進めるため、食生活改善推進員活動を支援します。
⑦活躍できる場の拡大	・ 高齢者サロン、子育てサロン、公民館など、あらゆる世代の人が気軽に集うことのできる居場所づくりを推進します。 ・ 年齢や性別、障害、認知症の有無などに関わらず、子どもから高齢者まで、誰もが活躍でき、社会的な役割を持てる場の創出を推進します。 ・ 地域課題の解決に向けて住民が主体的に活動するための場の立ち上げに向けた支援を行います。

（５）生きがいのあるまちづくり

具体的な取り組み	取り組み内容
①生涯学習活動の推進	・ 公民館などにおける生涯学習活動を活発化し、すべての町民が生涯を通じて学び続けることができる社会を目指します。
②スポーツ・レクリエーション活動の充実	・ 多くの住民が交流できる社会を目指し、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。特に、障害者をはじめとして多くの人が参加できるボッチャなどの普及啓発に努めます。

具体的な取り組み	取り組み内容
③活動団体の支援	・高齢者の主体的な団体である、長寿会やシルバー人材センターの活動を支援します。

■住民の福祉活動の展開イメージ



基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

■□現況と課題

ひきこもりや 8050 問題、ヤングケアラーなど潜在的に支援を必要としている人や、支援から自ら距離を置いている人に対して、情報が行き届く仕組みが必要となっています。

国では、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、基本的な施策、国及び地方の推進体制等について定める孤独・孤立対策推進法を制定（令和6年4月1日施行）しました。

孤独・孤立の問題についての住民理解の醸成や地域づくり、関係機関との連携の強化、潜在的な課題を抱えた人とのつながりをつくる仕組みづくりなどが課題となっています。

アンケート調査において、地域福祉に関する様々な現状の重要度については、「安心してサービスを受けることができる、保健・医療・福祉の連携によるサービス提供体制の強化」は91.4%を占め、最も高くなっています。特に高齢化が進んでいる地域では、高齢者世帯への生活支援等が一層重要になると考えられます。また、地域を取り巻く福祉課題は、多様化・複雑化しており、高齢者への支援だけでなく、子ども、障害のある人、生活困窮者に対する支援や、権利擁護、虐待防止、自殺対策、制度の狭間の課題への対応等が求められており、分野がまたがる複雑な課題への対応も必要となっています。

要介護認定者や障害者手帳所持者の増加、核家族化の進行や世帯人員の減少・地域コミュニティの希薄化など、支援を必要とする人が増加しています。多様化・複雑化する課題に対し、迅速かつきめ細やかに対応できるよう、包括的な支援体制の強化（ネットワークの強化やコーディネート機能の充実）が必要です。

国では令和6年1月に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、取り組みが進められています。本町においても、高齢者が増加する中で、様々な生活支援や認知症の人の暮らしを守る取り組みを進める必要があります。

さらには、令和5年度に、こども家庭庁が設立され、「こどもまんなか」の子育て施策を充実していくことが求められる中で、子育て世代包括支援センターと子育て家庭総合支援拠点を統合したこども家庭センターの設置が努力義務とされたことから、早期の設置を目指す必要があります。

近年多発する豪雨災害や震災などに対し、防災・減災の意識を持って準備しておくことが重要です。日頃から住民同士の関係づくりや防災意識の醸成、自主防災組織などの体制づくりを推進し、地域全体での被害の軽減を図る必要があります。



★☆☆施策の内容

(1) 誰もが暮らしやすい環境づくり

具体的な取り組み	取り組み内容
①子育てを地域で支える体制の強化	・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談を行い、適切なサービスの利用につなげます。 ・地域の子育て支援のコーディネートなど、こどもを中心とした支援体制の強化を図ります。 ・地域の子どもの居場所づくりや食生活を支援するため、関係団体と連携し、こども食堂の運営を支援します。
②認知症支援体制の充実	・認知症予防、早期診断・早期対応を行うための医療体制の充実、認知症地域連携体制の充実など認知症施策の総合的な取り組みを推進します。 ・認知症高齢者を登録し早期に発見するシステムの構築や、地域における見守り支援の強化を図ります。 ・認知症になっても安心して生活できる地域を目指し、錦江町内の様々な分野の事業所が一体となり、認知症フレンドリーなまちづくりを推進します。 ・認知症についての普及・啓発を進めるため、認知症カフェの運営を支援します。 ・認知症フレンドリーコミュニティ推進チーム「あ!!to HOME（あっとほーむ）」の活動を推進します。

具体的な取り組み	取り組み内容
③生活支援サービスの充実	・地域就業機会創出・拡大事業(空き家・空き地の管理事業)やごみ出し、電球等の取り替え、花壇等の水やり等ちょっとした困りごとを解決するワンコインサービス・家事おたすけ隊サービスの利用を促進します。 ・地域住民の方々が主体となってお互いに助け合い、支え合うことのできる仕組み(下駄ばきヘルパー制度)を支援します。
④生活困窮者の自立支援	・複合的な課題を抱えた生活困窮者の自立を促進するため、課題を抱える人への相談支援に努めます。 ・関係機関と連携し、就労支援や住宅確保支援など包括的・継続的な支援より、生活困窮者の自立支援につなげます。
⑤孤独・孤立対策の推進	・孤独・孤立の問題を抱えている人がつながりや社会参加が可能となる地域づくりを進めるとともに、潜在的な課題を抱える人の発見や適切な対応策に取り組みます。

(2) 防災体制やバリアフリーの充実

具体的な取り組み	取り組み内容
①避難行動要支援者名簿等の整備・活用	・避難行動要支援者名簿の見直しを進めるとともに、避難訓練などで名簿を活用した活動などを検討します。
②福祉避難所の周知	・町内2箇所の福祉避難所の場所や活用方法などの周知徹底に努めます。
③バリアフリーのまちづくり	・公共施設等のバリアフリーに取り組むとともに、民間施設の改善の啓発に努めます。
④感染症対策	・新型コロナウイルス感染症予防活動の経験を生かし、地域活動においても配慮すべき事項等の検討を行います。

(3) 移動支援

具体的な取り組み	取り組み内容
①コミュニティバスの利用促進	・住民ニーズを把握しながら、利用しやすくより多くの人に利用してもらえるコミュニティバスの運行に努めます。
②住民の支え合いによる移動支援	・地域における柔軟な移動支援体制を確保するため、住民相互の支え合いによる移動支援を推進します。
③あいのりタクシー利用助成事業の推進	・あいのりタクシー利用への助成により、高齢者等の外出支援を推進します。

(4) 新たな住民福祉活動の発展支援

具体的な取り組み	取り組み内容
①生活支援コーディネーターの活動体制整備	・地域で新しい住民福祉活動を創造するため、生活支援コーディネーターの活動体制の整備を図ります。

(5) 社会福祉協議会の事業の充実

具体的な取り組み	取り組み内容
①社会福祉協議会事業への支援	・社会福祉協議会が携わる様々な福祉事業が円滑かつ効率的に推進されるよう、支援に努めます。
②社会福祉協議会との連携強化	・社会福祉協議会が地域社会から求められる機能を十分発揮できるよう、連携強化に努めます。

基本目標4 自分らしく生きるまちづくり（錦江町成年後見制度利用促進基本計画）

■□現況と課題

成年後見制度は、意思決定時の権利行使の支援を必要とする人、虐待や財産の侵害から自身を守るために支援を必要とする人が、地域社会に参加し、共に自立した生活を送れるように支援するものであり、地域共生社会の実現を目指すうえで、本人を中心とした支援・活動の共通の基盤です。

近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等により、地域社会から孤立する人や身寄りがいないことで生活に困難を抱える人が増えており、地域共生社会の実現に権利擁護の必要性が高まっています。

おおすみ地域後見センターでは、成年後見センター・リーガルサポートや社会福祉協議会と連携し、金銭管理、施設入所時の手続き、消費者被害や虐待などの相談に対応しており、令和4年度では33件の相談がありました。

また、社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業により金銭管理や重要書類の預かり等を行っています。

アンケート調査結果では、成年後見制度について内容までの認知が約4割となっていることから、町民への制度の普及が必要です。

成年後見制度による支援を必要とする方が、安心して利用できるよう、周知と正しい理解の促進を図るとともに、住民生活における制度の定着が必要です。

また、親族後見人に対する審判後の支援などを行うことで、後見人業務を行う際の不安や孤立などを解消し、親族後見人が安心して本人に寄り添える支援が求められます。

★☆☆施策の内容

（1）成年後見制度等の周知と利用支援

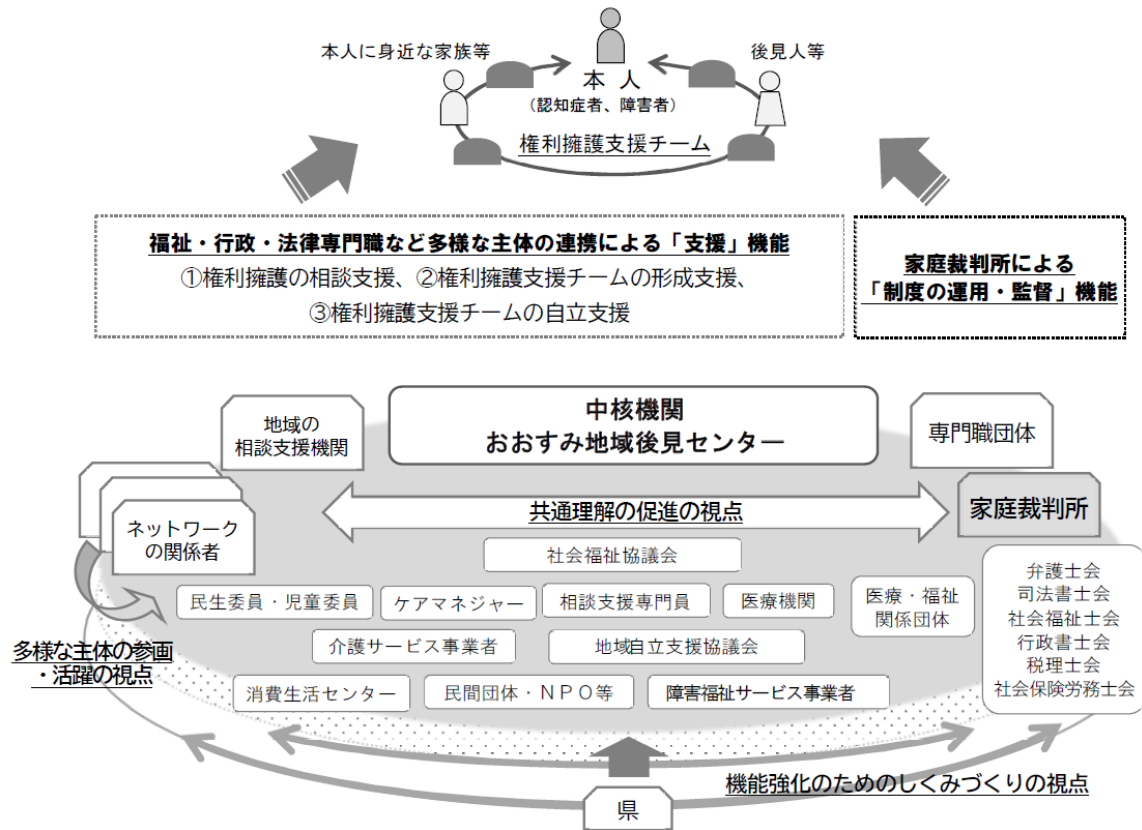
具体的な取り組み	取り組み内容
①成年後見制度等の普及	・町民の成年後見制度への理解を深めるため、広報紙、ホームページ等による情報提供を進めます。
②関係機関への周知・啓発	・包括支援センター、基幹相談支援センターなどの相談機関やケアマネジャー、生活保護、生活困窮者の相談を受ける支援者等を対象とした研修会を支援し、制度の周知・啓発を進めます。

具体的な取り組み	取り組み内容
③成年後見制度の相談支援	・判断能力が低下した高齢者や障害者の生命・財産を守り、地域での生活を継続できるよう、窓口や電話相談のほかに訪問による相談、申立てに関する支援などを実施していきます。
④成年後見制度等の利用支援	・本人や親族等による制度利用の申立てが困難な場合に、町長が代わって申立てを行う成年後見制度利用支援事業を進めます。

(2) 成年後見制度の実施体制の構築

具体的な取り組み	取り組み内容
①中核機関・協議会の運営	・成年後見制度を円滑に実施するため、肝付町、錦江町、南大隅町、大崎町、東串良町の5町が委託し、「おおすみ地域後見センター」を中核機関として協議会の運営を図ります。
②担い手の確保・育成	・制度の利用を支援する人材を確保するため、市民後見人の養成について情報提供を進めます。
③地域の見守り活動等との連携	・民生委員・児童委員、居宅介護支援事業所等と連携し、制度の利用が望ましい方への情報提供及び利用への支援に努めます。
④地域連携ネットワークの整備	・権利擁護支援を担う福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の関係者が連携・協力し、制度利用者の状況に応じた適切な支援につなげるため、地域連携を進めるネットワークの整備を図ります。

■権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図



基本目標5 社会を明るくするまちづくり（錦江町再犯防止推進計画）

■□現況と課題

罪を犯した者等の中には、少年や若者、薬物やアルコール等への依存、高齢で身寄りがなく、安定した仕事や住居がなく、地域社会での生活に様々な課題を抱えている人が多く存在します。刑務所出所者や保護観察対象者などの再犯を防止するためには、継続的に社会復帰を支援することが必要です。

「地方再犯防止計画策定の手引き（改定版）令和3年3月法務省」によると、刑務所への再入所者のうち約7割が無職であり、仕事をしている人の再犯率より約3倍高く、不安定な就労が再犯に結び付きやすくなっています。刑務所出所者の約4割は住居がなく、このような場合の再犯までの期間が、住居が確保されている方と比較して短くなっています。高齢者が出所後2年以内に再入所する割合は、全世代の中で最も高く、出所後5年以内の再入所のうちの約4割が出所後6か月未満という短期間です。また、知的障害がある場合、再犯までの期間が短くなっています。

地域での再犯防止等への取り組みは、肝属地区の保護司の活動拠点として、保護観察対象者の面接や指導などにあたる更生保護サポートセンターにおいて行われており、犯罪をした人等への指導・支援を行う保護司、社会復帰に向け幅広い活動を行う更生保護女性会など、多くの民間ボランティアの協力により支えられています。

アンケート調査結果では、罪を犯した人の立ち直りへの協力については「わからない」26.4%、再犯防止における「誰一人取り残さない社会の実現が大切である」という考え方については「わからない」15.6%であることから、再犯防止の取り組みについて町民への普及啓発が必要です。

本町においても、犯罪や非行をした人が住民の理解と協力を得ながら、就労の定着や住まいを確保して、地域社会の一員として生活していくことができるよう、安全で安心して暮らせるまちづくりが求められます。

★☆☆施策の内容

（1）地域理解の促進

具体的な取り組み	取り組み内容
①広報や啓発活動	・ 罪を犯した人等の生きづらさの背景を理解し、立ち直りをあたたかく見守れるよう、保護司及び更生保護女性会の活動や再犯防止への取り組みについて普及啓発を図ります。

具体的な取り組み	取り組み内容
	・再犯防止推進啓発月間である7月を中心に、本計画を広く住民に広め、理解を促進します。
②社会を明るくする運動の周知	・非行防止や犯罪予防を啓発するため、「社会を明るくする運動」を推進し、周知を図ります。
③新人保護司の確保育成	・保護司の各種研修会を支援し、資質向上に努めます。 ・適正な保護司の人数を維持できるよう、人材の発掘に取り組むとともに、保護司会の活動を支援します。
④保護司会との連携協力	・保護司や保護司会、並びに民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の福祉関係機関等との連携により、地域全体で必要な支援を推進します。

(2) 生活支援に関する取り組みの充実

具体的な取り組み	取り組み内容
①役場窓口での相談支援	・就労や経済的な支援、税金や年金、予防接種等の保健医療、水道などの公共サービスなど、町民生活の継続に必要な手続きや各制度の利用について、相談支援に努めます。
②各相談支援機関等との連携	・問題を抱える少年等の立ち直りを支援し、社会と関わる機会を確保するため、学校、警察、児童相談所等関係機関との連携を図り、日常的なネットワーク体制を構築します。 ・町内にある大根占保護区保護司会が更生保護サポートセンターと連携し、継続的に情報交換・共有を行います。 ・犯罪をした者や更生支援が必要な者に対し、社会貢献活動が行われる場合には、その実施に協力します。
③就労の支援	・生活の安定に必要な就労を支援するため、民間事業所との連携による協力雇用主の確保を図ります。 ・保護司会保護司会、ハローワークなどと連携し、就職や就労の定着支援を行います。

具体的な取り組み	取り組み内容
	・ 障害者等の就労の継続及び定着を図るため、就労継続支援や就労定着支援等による支援に努めます。
④住まいの確保	・ 地域生活の定着に必要な住まいを確保するため、民間事業所等との連携による住まいの確保を図ります。
⑤少年・若年者への支援	・ 犯罪をした少年や若年者を支援するため、関係団体と連携し、教育的な働きかけに努めます。

資料編

1 錦江町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成28年4月1日告示第26号

改正

令和3年3月19日告示第19号

錦江町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、錦江町における総合的な地域福祉計画を策定するに当たり、本町の基本的な方針等を検討するため、錦江町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、錦江町地域福祉計画に関する事項を協議し、その結果を町長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉関係団体の代表
- (3) ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表
- (4) 社会福祉関係団体の代表
- (5) 町民団体を代表する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会には、作業部会を置く。

2 作業部会は、委員会により付議された計画に盛り込むべき事項を検討し、その経過及び結果を委員会に報告する。

3 作業部会の構成、運営その他必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た個人に関する情報を漏らしはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、介護福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日告示第19号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 錦江町地域福祉計画策定委員会委員名簿

番号	氏 名	設置要綱第3条の区分	備 考
1	迫 重 美	社会福祉関係団体	錦江町社会福協議会副会長
2	石 踊 紳 一 郎	社会福祉関係団体	社会福祉法人幸伸会 理事長
3	濱 畑 明 美	社会福祉関係団体	特別養護老人ホーム南松園 施設長
4	西 田 卓 爾	保健、医療及び福祉関係団 体の代表	肝属郡医師会立病院 院長
5	満 留 満 春	保健、医療及び福祉関係団 体の代表	シルバー人材センター理事
6	濱 崎 明 雄	町民団体を代表する者	自治会長連絡協議会会長
7	小 園 一 利	町民団体を代表する者	長寿会連合会会長
8	本 釜 利 郎	町民団体を代表する者	公民館連絡協議会会長
9	鳥 越 秀 一	町民団体を代表する者	錦江町 MIRAI サポート協同組合 代表理事
10	大 倉 一 真	学識経験者	パーソナルサービス支援機構
11	坪 内 裕 二 郎	関係行政機関の職員	総務課長

3 用語解説

あ行

●アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に働きかけて情報支援を届ける取り組み。

●NPO[non-profit organization]

民間非営利団体。政府や企業等ではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体。

か行

●介護予防

要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと。

●核家族

ひと組の夫婦とその未婚の子どもからなる家族。家族の基礎単位。

●基幹相談支援センター

地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関で、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談を総合的に行う。

●協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。

●権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症（痴呆）の高齢者、障害者の権利を擁護したり、ニーズ表明を支援し代弁したりすること。

●コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。共同体。

さ行

●サロン

だれもが参加できる交流の場として、様々な世代の人たちが集まり、共同で企画を行

い運営していく仲間づくり、居場所づくりをする場。

●社会福祉法

福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明適切な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とした法律。社会福祉事業法を改正、名称を変更して平成12年(2000)に公布。

●シルバー人材センター

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、市町村ごとに設置されている公益社団法人。地域の家庭や企業、公共団体などから請負又は委任契約により仕事（受託事業）を受注し、会員として登録した定年退職後等で長期の就職することは望まないが、長年の経験と能力を活かして働く意欲を持つ高齢者の中から適任者を選んでその仕事を遂行する。

●生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。生活保護受給に至る前の段階で、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進に向けた支援を強化するため、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に定義する者。

●生活支援コーディネーター

地域の専門職や住民で組織された協議体と協力しながら、地域で多様な活動を発掘・開発し、他の活動とつなげたり、組み合わせたりする調整役を担う。地域支え合い推進員とも呼ばれる。

●成年後見制度

認知症、知的・精神障害等により判断能力が不十分な人の権利を保護するため、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人に代わり財産の管理や生活上必要な契約等の手続きを行うほか、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う制度。

た行

●ダブルケア

育児期にある人（世帯）が、親や親族の介護も同時期に引き受ける状態のこと。

●地域共生社会

地域で社会的孤立や社会的排除をなくし、誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていく社会。

●地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域において継続して生活ができるように、医療、介護、生活、予防、住まいの5つの領域を含めた様々な支援サービスが包括的に、切れ目なく提供されること。

●地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が、介護をはじめ、福祉、医療などさまざまな面から総合的な支援を行う地域の拠点。

な行

●認知症カフェ

認知症の人やその家族、各専門家や地域住民が集う場として提供され、お互いに交流をしたり、情報交換をしたりすることを目的としている。

は行

●8050問題

ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。

●バリアフリー

障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障害者、高齢者などの社会参加を困難にしている障壁の除去という意味で用いられるようになっていく。一般的には4つのバリア（① 物理的なバリア、② 制度的なバリア、③ 文化・情報面でのバリア、④ 意識上のバリア）がある。

●福祉教育

住民を対象に、福祉についての知識や理解、住民参加を促すための講習、広報などの手段により行う教育。学校でも児童・生徒に対して福祉教育が行われている。

●フレイル

高齢者の健康状態と要介護状態の間にある「虚弱状態」のこと。身体機能の低下（フィジカルフレイル）、口腔機能の低下（オーラルフレイル）、認知・心理障害（コグニティブフレイル）、社会的孤立（ソーシャルフレイル）といった様々な要素を含む多面

的な概念であり、この状態が長く続くと、要介護や寝たきりのリスクが高まる。

●保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っている。

●ボランティア

社会を良くするために、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供などを行う人をいう。

ま行

●民生委員・児童委員

民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。民生委員は児童委員を兼ねる。

や行

●要介護（要支援）認定者

介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種類の認定が別々に規定。

●ヤングケアラー

本来、大人がすると想定されているような家事や家族の世話などのケアを日常的に行っている18歳未満の若者のこと。

ら行

●療育手帳

知的障害者（児）に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするために、一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を判定し、県知事が交付するもの。

●我が事・丸ごと

地域共生社会への実現に向け、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくとともに、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていくこと。

第2次錦江町地域福祉計画

発行年月 令和6年3月

編集・発行 錦江町介護福祉課

〒893-2392 鹿児島県肝属郡錦江町城元963番地

電話番号：0994-22-3042

<https://www.town.kinko.lg.jp/>
